セミナー

高齢者の自立と 日本経済

The 21st Century Public Policy Institute

セミナー (2019年7月9日開催)

講演2		武蔵野大学法学部特任教授/東京大学名誉教授 樋口 範雄21世紀政策研究所研究主幹/	超高齢社会をどう生きるか――法律学の視点から――	講演1
			7	
	講演2	講演2	武蔵野大学法学部特任教授/東京大学名誉教授 樋口21世紀政策研究所研究主幹/	齢社会をどう生きるか――法律学の視点から――

慶應義塾大学経済学部教授21世紀政策研究所研究副主幹/

駒村

康平

超高齢社会を見据えた未来医療予想図

――地域コミュニティのリデザイン――

東京大学高齢社会総合研究機構教授21世紀政策研究所研究委員/

飯島

勝矢

59

85

クト「高齢者の自立と日本経済」を立ち上げました。プロジェクトの研究主幹には、 私ども21世紀政策研究所は、今後わが国の高齢化が進行することを見据えてプロジェ

だきました。樋口先生をはじめとし、研究副主幹の慶應義塾大学の駒村康平先生、それ のと考えています。そこで本日は、研究チームの先生方の中からお三方にご登場をいた 京大学名誉教授で武蔵野大学特任教授の樋口範雄先生にお願いしました。 まいの問題が、恐らく、経済界の皆さま方にとってもかなり身近な問題となってくるも となっているほか、高齢化に伴う認知症患者の増加などによる高齢者の医療・介護、 皆さまご高承のように、現在わが国では、高齢者の保有資産の有効活用が大きな課題

から、お医者さんでもいらっしゃる東京大学教授の飯島勝矢先生にも加わっていただき、

法律学、経済学、医学の観点からこの問題について議論をし、解説をしていただこうと

いうことです。

とを祈念して、ごあいさつとさせていただきます。 本日のこのテーマが、皆さま方のビジネスと、日常生活に少しでもお役に立ちますこ

二〇一九年七月九日

21世紀政策研究所事務局長 太田 誠

ごあいさつ

【講演1】

超高齢社会をどう生きるか

武蔵野大学法学部特任教授/東京大学名誉教授 21世紀政策研究所研究主幹 -法律学の視点から-

樋口

範雄

端をしゃべらせていただきますが、3人のうちの前座なので、言いたいことは、何でも これが結論です。もうこれでやめてもいいようなものですが、そういうわけにもいかな までは、特に法律家、あるいは行政にもそういう発想がどうしても日本では薄かった。 かんでも「事前」です。英語で言うと advance ですが、そういう発想が大事です。今 なことだと思います。それに私自身、非常に面白いことだと思っていて、今日はその一 会を開催しています。いろいろな分野の人が集まって高齢社会の問題を考えるのは有益 先ほど太田事務局長が説明されたように、この21世紀政策研究所で毎月1回ずつ研究

高齢者法とは

いのでやってみましょう。

「アイダホ大学では Elder Law という授業をやっているか」と言ったら、「もちろん。 です。今日の昼にアイダホ大学のロースクールの先生とお昼を食べていたのですが、 あるのか、よく分からないけれども始めてみる、そういう精神が大事かなと思ったから 私自身は60歳を過ぎて「高齢者法」という授業を始めてみました。何か教えることが



樋口研究主幹

本当に米国ではこの10年、もしかしたら20年本当に米国ではこの10年、もしかしたら20年なんという人の2人しか高齢者法という授業さんという人の2人しか高齢者法という授業本みたいな超高齢社会でどういうことなの?」。 それは恐らく日本の法学教育、あるいは法律家の在り方について少し問題があるのだろうと考えています。

前のアドバイスを与えることも仕事です。与え食っているわけではありません。その前の、事いるのです。彼らは全部、裁判を相手にして背景は、米国には何しろ弁護士が130万人

口が1億2000万人程度であることを考えると、すごい数です。そういう人が相手に も高齢化がどんどん進んでいきますから、7000万人という話があります。日本の人 る対象が、例えば高齢者法だったら、いま4500万人。しかし、推計によると、米国 みんなが問題を抱えて泣き暮らすという意味でもないのですが、いろいろな人が

いる。助言は必要だということです。

やってみたらこういう人が弁護士事務所の中にいないとクライアントの役に立たないと を整えた。向こうの弁護士はこの50年の間でそういうことを考えてきたわけです。 ルプランナー。それを事務所の一員として雇い、とにかくいろいろな相談に応ずる体制 いうので、まずケアマネジャーを雇いました。それから、財産関係だとファイナンシャ クの中心になる。私が読んだものですと、高齢者法を始めた弁護士さんなどは、初めに -かし、弁護士だけで何でも解決できるわけではないので、彼らが専門家ネットワー

思います。授業の中には信託や財産の継承の話もありますが、医療の話、不法行為で訴 えられる高齢者の話などもあります。それと、これもよく分からないのですが、ロボッ そういうことを学んでみて、「ああ、そうなのか」というような話ができればい

ト医療とかAIとか少しかじったものについて、「こんなことがあるみたいだよ」とい

わが国の認知症対策の現状

うような話を学生と一緒にやっています。

策を決定した」、東京新聞には「400万人の認知症サポーターを」とありました。ど こに400万人の認知症サポーターがいるのだろうかと、私などはこの記事を読んでも 最近の動きでは、ご存じかもしれませんが、日本経済新聞を見ると「政府は認知症対

判然としないので分からないのですが、これは大事な問題だということは一応共有でき

るようになってきているわけです。

というと、私も新聞記事を読んでいるだけですが、認知症患者からの発信が大事だとい そのキャッチフレーズは「共生と予防」という話になっています。ではその具体策は

うのです。「認知症本人大使」とかいうのですが、何なのかよく分からない。二つ目が 「バス、鉄道など公共交通事業者は認知症の人が乗ってきたときにどう対応すればいい か、あらかじめ考えておく」。もちろん重要なことだとは思いますが、これが2本目の

に全体的な認知症対策といえるのだろうか。つまり、政府の発表をバーンと出し「共生 柱です。三つ目が「成年後見制度を広めるために中核機関を各市町村に」。これで本当 と予防」とか言っているのですが、大丈夫かなという感じがしました。

じがします。 患者でもあるので実感として分かります。それに比べて法律学の進歩は何だかという感 問題です。批判だけでは仕方がないのですが、「共生と予防」だけで治療という話が 歩では、10年前の医学、あるいは20年前の医学と今の医学とはやはり違っている。私は も簡単にはできない。そういう話です。後で出てくる飯島先生をはじめとした医学の進 の母もこの何年か認知症です。しかし、今のところ治療法はない。実は予防ということ ない。つまり治療ができないからです。これはプライベートなことですが、私の91歳 かといって、私が担当者だったら、もっといろいろ並べてできるかどうかはまた別の

という話では遅いわけです。自分の母親を見てもそうです。それは医療関係もそうだし、 緒に生きていこう。それは結局、事前のプランニングが大事で、認知症になってから そういう自虐ネタではしょうがないのですが、当面は結局、共生だということです。

だけ繰り返すだけですが、やはり「advance planning」「life planning」という話が重 経済、財産の関係も同じです。これはばかの一つ覚えでこれから自分の持てる時間の間

要であるということです。

うことだってあります。でも、特に長生きすればですが、どの家庭にも認知症の人が1 になるだろうと言われているわけです。5分の1ということは5人に1人です。お父さ 3500万人ぐらいの高齢者がいて730万人いれば5分の1、もうすぐ2%が認知症 同じようにしか見えないのです。もうほとんど同じ。もちろん親とは限らず若年性とい ここに4人います。私は算数が不得意だったものですから、4人に1人と5人に1人が でしょう、それから、結婚すると相手方のお父さん、お母さんもできる。そうすると、 ん、お母さんがいない人もいるのですが、あなた方はまず、お父さん、お母さんがいる 社会における共生とは何だろうというと、私は学生にこういう話をしています。

そうすると、この政府の「認知症対策」は、終末期医療や財産についての話をしてい

人はいる。そういうところでの「共生」を考えないといけない時代になってきていると

何もかもやるということはできないと思います。しかし、私などは自分が年を取ったか らだと思いますが、こういう問題をいまやらなくてどうするという感じがします。 どやっていないということです。日本の社会で重要な問題点はたくさんありますから、 にはまだ思えません。その一つの象徴が、そういう問題を考える授業をどこでもほとん ますが、 現在の法律と法律家がこういうことを十分に考えているかというと、そのよう

高齢者法の目的

厚労省で「人生会議」と訳してみたというのですが、同省がこれからどんどん進めよう 結局、先ほどから言っている advance とか planning とかいう言葉が頻発してきます。 としているものですし、financial plannerが私の周りにも何人かいらっしゃいます。 医療のほうでは「advance directive」「advance care planning」これはACPといって それから、米国のロースクールでは伝統的に「estate planning」がほとんど必修の授 米国の高齢者法を学んでみますと、planning も事前に何か計画をすることですから、

業で、米国のロイヤーは相続関係のアドバイスをしてきました。結局、高齢期が長くな

専門家です。米国では、高齢者法の専門家であることを認証するシステムまでできてい るとそのプランニングも一層複雑になりますから、そういうことの助言者としての法の ます。だから、いい加減なやつがなんとかというわけではありません。その背景にはま

ず、弁護士のすそ野が広い。130万人もいる。その中でこういう分野に特化すれば自 分たちは生きていけるという、ビジネス的発想も当然あります。

ぐらいにまとめるといいのではないでしょうか。「1 ex post よりも ex ante(事後で はなく事前にプランニング)」「2 『personalized aging』 [personal aging』に対応す なんでもかんでも第1に、第2に、第3にという病気にかかっているわけですが、三つ 高齢者法を学んでみると、以下の3点が重要かと思いました。米国から帰ってくると、 (個別の対応)」「3 empowerment(高齢者の権利や行動の支援)」。特に高齢者

りも、「事前に(ex ante)」という発想をもっと取り入れないといけない。

は後がないようなところがあります。起きてからの話で対処する「事後 (ex post)」よ

の在り方も違うわけで、personalized aging ということになります。そうすると、 第2は、ひとりひとり別々の人間です。病状も違えば財産の状況も違えば家族

15

personalized lawyering が必要になる。米国のように弁護士が入ってくれれば すが、何しろ日本に弁護士は4万人しかいません。弁護士でなくてもいいのかもし いけれども、 何らかの専門家がネットワークをつくる必要があるということを強調して Č١ ので

たりしません。それに冗談を言っていい話かどうかもなかなか難しいところです。 てあげる。もちろん、断崖絶壁で押したらだめです。学生だってこの程度の話では笑っ ら権利を剥奪したり力を削いだりするような話はやめて、なんとか後ろから背中を押し 第3は empowerment です。やはりだんだんに衰えてくるのですから、その人たちか

事前のプランニングの必要性

ら病院まで運ぶのが救急隊の使命です。命を助けたいと思って、救急救命士の資格を ますが、施設でも在宅でも救急隊が呼ばれて行きます。とにかく心肺蘇生をやりな と身近で最近問題になっていることがあります。消防庁でもうすぐ報告書がまとまり 事前のプランニングが必要だというのは、経済的な面でも絶対にそうですが、

私などはよく知りませんが、「DNAR= Do not attempt resuscitate(この患者さんに と「やってきてもらったけれど、うちはもう看取りの段階です」と言われる。あるいは、 取ってずっとやってきた。しかし、どこの消防本部でも経験しているのは、行ってみる ついては心肺蘇生せず)というのがお医者さんから出ています」そういうことを言われ

て戸惑う。

の前、大阪のお医者さんから聞いてきたところです。広島では、かかりつけ医がいるな やるかというと……。やはり現場の知恵というか、そういうことはあるということをこ こともある。いまそれぞれの地域で分かれています。どうしたものだろうかというわけ ら連絡して、場合によってはその指示に従って搬送もしない、心肺蘇生もしないという すから」と言って説得しています。しかし、大阪でも実際には、心肺蘇生もものすごく ところでは「それでもわれわれは搬送します。心肺蘇生もします。それが私らの仕事で 一体どうすればいいのか。いま全国の消防本部で分かれています。大阪を代表とする

まさにこういう問題が21世紀の超高齢社会である日本で出てきた。20世紀には誰も考

きりしていると、家族の中でもめたりしません。誰かは救急隊を呼んでいる、誰 えていなかった問題です。これも事前に「こういうことだよ」と本人の意思としては 「もうやめてくれ」と言っているのです。だから、advance care planning を進めましょ かは

うと言っているわけです。

持っていかれました。司法解剖までは行かなかった。どうしてかというと、警察は ら、「死んでいる人は搬送できません」と言われる。「知り合いの医者がいないと」と言 んが死んだのです」と周りの人は警察に知らされるわけです。 なり近所を回って「あそこの家では何か問題がありましたか」と聞く。「実はおじいちゃ た。それでどうなったか。警察がやってきて、本当にご遺体をブルーシートでくるんで うのですが、この91代のおじいさんは元気な人で、あまり医者にかかっていませんでし もう死後硬直も進んでいる。救急車というのは原則、死んでいたら運んでくれませんか が、朝、起きてこなかった。2階で死んでいたというのです。救急車を呼んだ。しかし、 もう一つ、別のことで私の身近であったのは、昨日まで元気だった90代のおじいさん

それは私の知り合いのところだけではありません。私は複数そういう事例を知ってい

診断書を書いてくれるかかりつけ医をつかまえておく必要があるのです。何があるか分 絞殺とかいうのは1万に1件か、10万に1件です。だから、いま日本ではそういう無駄 なります。平穏死もできないというのは制度として少し問題があるという話です。 からないわけですから、一緒に話しておく。そうではないとみんな「容疑者」です。「い なことをやっている。これなども結局、亡くなったおじいちゃんがそういうときに死亡 ます。事件ではないのに警察だって本当は迷惑です。そうやって呼ばれても、毒殺とか い思い出だったね」という話は本当にありません。「なんかいやな話になったねえ」と

医療・介護でも財産関係でもそうです。これは私の独断みたいなところもあるのです

う自立できなくなっている。だから成年後見です。もっと前に何かを考えてくれないと ら、実際に成年後見人になってみんながよかったと思っているかというと、そうでもな 社会への対応策で、立派な制度ができたようなものですが、実際は広まらない。それか が、財産管理というと後見制度という話になります。成年後見制度の意気込みは超高齢 い。本当に高齢者の自立の助けかというと、成年後見制度に申請するときは、本人はも

いけないのに、そうなってから裁判所に「助けてくれ」という話になっているわけです。

フィージビリティ(実現性)としても、本当に730万人の認知症患者が出てきたら、 ・に後見人を付けられると思いますか。 いま制度ができてから20年経って20万人程度 だから、それは本当に無理で、「400万人認知症サポーター」と同じことだと そんな無理なことをなぜ、かけ声だけ「成年後見を推進しましょう」という

話にするのか。そうではなく、やはり別のことを考えるべきではない

か。

米国における工夫

びっくりしました。日本の中だけにいると、成年後見制度へ行くことはそんな あなたの人生のプランニングの失敗ですよ。あなたは失敗者です」と書いてある で「成年後見は避けましょう」とはっきり言っています。「成年後見制度へ行くなんて れるような話になりません。成年後見制度に行くのは仕方がないことだと思っているの たという話を聞きましたが、この人は「How to Avoid Guardianship」という短い文章 ピッツバーグ大学に Lawrence A.Frolik という高齢の名誉教授がいます。最近 なに非難 退職し ので

ですが、そういう話ではない。

産管理の代理人を任命しておくこととの2本柱ですが、その信託のことを生前信託と呼 的なことになった。今までは遺言と裁判でしたが、信託で十分という話です。これは財 理人。さらに、はっきり何か意思があるのだったら、リビングウィルまで書いておくと いうのはあるかもしれません。財産面は生前信託というのがこの40年ぐらいでもう日常 自前の仕組みで対応するのが米国流です。医療面は advance care planning と医療代

の4年くらいの話です。なぜ日本でできないのだろうか。そういうことを言う人がいな 軽な、自分でやれることが事前になされている。米国だってそれができたのは、結局こ というのが大好きな米国だからということだと思いますが、何でもやれるかというと、 い。これは弁護士の役割や法制度の在り方の問題だろうかということです。自分でやれ Frolik 教授の言うところによると、結局、米国では裁判所などには頼らずにもっと手

ぶ場合があり、家族信託と呼ぶ場合もあります。

配偶者であるとか、まず自分で決めておきます。そうするとそのとおり行きます。税金 財産承継についても驚きました。生命保険だけは受取人の欄があって、娘であるとか、

そうでもないはずです。

21

payable on death なので同じように受取人情報です。「この口座は自分が死んだときに 題ですが、証券口座、銀行口座の普通の通帳にPOD情報というのを入れておきます。 分で決めておいたら、あとはどうしようもないでしょう。争う余地はありません。「そ はこの子に」、あるいは配偶者、友人、誰でもいい。とにかくこれだけでパーンと行っ れなら同じことだ」と米国人は考えるわけです。いま通帳というのがあるのかどうか問 とか全体としての遺産分割の話は別として、生命保険金は少なくともこの人に行くと自

処している。「生命保険でできるのだったらほかのだってできるでしょう」「生命保険に すが、同じことで transfer は移転するということです。TODという条項で簡単に対 ついて不思議に思っていないのだったら、みんな同じようにやればいいじゃないか」と (transfer on death)情報を入れておきます。PODはお金に関係するから payable で それから、不動産や自動車も登記登録書がありますから、そこに今度はTOD

ほかには joint account(共同口座)というのが普通に行われています。証券口座も

いうことです。

倒がない。とにかくこの口座は長男のところに行くという形です。これは同じことで、 加えることもできる。長男を1人付け加えておくと、この配偶者が亡くなったときに面 困らない。配偶者のものになるだけです。配偶者がひとりきりになると、もう1人付け 銀行口座もそうです。そうすると、例えば普通は私と配偶者ですが、私が死んでも全然

になっても大丈夫です。上記のPODとTODは亡くなったときのためですが、joint かつ、joint account with survivorship と joint tenancy with survivorship は、認知症

生命保険でできることをみんなやろうということです。

account with survivorship と joint tenancy with survivorshipの工夫をしておくと、私 自分でやっているだけです。裁判所へ行って後見人になりましたとかなんとかいう話は が認知症になってももう1人がしっかりしていれば、その口座の管理はできる。それは 一切ない。こんなに手軽にできます。さらに信託をつくり、受託者が信頼できればです

が、これらを全部そのバスケットに入れ込んでおくこともできます。

ました。probate lawyerという遺言などで食べている法律家が抵抗勢力になったのだ しかし、米国でもこういう動きはこの3~40年であったのですが、抵抗勢力はあり

Langbein 氏の論文抜粋 図表1

THE NONPROBATE REVOLUTION AND THE FUTURE OF THE LAW OF SUCCESSION John H. Langbein (Harvard Law Review 1984)

 Life insurance companies, pension plan operators, commercial banks, savings banks, investment companies, brokerage houses, stock transfer agents, and a variety of other financial intermediaries are functioning as freemarket competitors of the probate system and enabling property to pass on death without probate and without will.

transfer agents」といった人たちが、実は遺言と裁 ケットコンペティターになって、実際上、 判で相続が行われるという今までの制度のフリー operators] |commercial banks] |savings banks] るようにした。そうすると、財産に関する相続争い のです。もっと簡単にやれるような財産承継 investment companies | | brokerage houses | | stock Life insurance companies] |pension plan しかも本人が「この人にあげたい」という形で 打ち倒 の仕 組 した ŧ ф み

の

生が

7 先 7

い

ま

ことになります。Langbein というイエ

Harvard Law Review 1984」に論文を書

英語で申し訳ないのですが、

私は感銘を受けた

図表1のとおり載せてみました。

け

ども、

各業界でやはり人々

の

便 宜 ī を考え . ル

ゃ

基本的には起こらないという話になるわけです。

齢者の持っている財産が200兆円あるとかいう記事が出ていました。その財産管理、 それが日本ではなぜできないのだろうということです。今日の朝日新聞でも認知症高

わが国で行うべき対策

財産活用は大きな問題です。

者が追い出されたらどうしようという話ですが、あらかじめ信託で「居住権はあるよ」 日本の相続法改正は結局、死んでから後の問題を考えているだけです。死んだ後、配偶 ではどうしても制度ということになる。今度も相続法の改正とかいろいろありますが、 私の知り合いがハワイの高齢者法を学びに行ってきたことがあります。その話を聞い 成年後見制度も相続制度も使わずに私的な仕組みをつくって対処している。日本

登録制度までつくる。どうしても形と公的権威に頼る風潮はしょうがないのかなという 感じがします。しかし、日本だってそういう動きを後押しする法制度をつくればいいの と設定しておけば、米国などでは簡単に終わる話です。それをわれわれは法律や登記・

図表2 高齢者後押しのための具体的な仕組み

- 1 事前のプランニングを義務付ける推進する
- 2 しかし、1人ではプランニングはできない 補助する専門家の創出(アメリカでいう高齢者法の 専門家群と似たような人たち)
- 3 高齢者相談所の設置

(児童相談所があるのに高齢者相談所がないのはおかしい。小児科があるのに老年科のない病院があるように、それがおかしいと感ずるのが超高齢社会)

者のための義務教育という仕組みをつくることです。 義務付けるような制度をつくったほうが 何か一つ一つについてというのができな 何だか実感も湧かない。 時間やってみたことがありますが、 院の学生と一緒にエンディングノートを書いてみようと1 れません。私もこうやって偉そうなことを言っていますが、 自分で計画表をつくったりプランニングをしたりエンディ ングノートを書いたりすることができない人間です。大学 ひとりではプランニングはできません。分から つまり、 まだ未練があるというか、 自分の筆が進まな ς, γ, ر ، د ، だから、 種 高齢 半 ば

のための法的な仕組みをつくってあげる必要はあ

るか

もっと

何度も言うように、「事前に」という話が大事です。

では

ないか。

私などは

単純

な人間だからそう思ってい

いうことです。それが図表2です。

でもいい、あるいは社会保険労務士でもいいという話になるかもしれない。そういう人 は弁護士がそういうところをやるのですが、日本だと、司法書士でもいいし、行政書士 ないことばかりです。だから、補助をする専門家群を創出する必要があります。米国で たちがキーパーソンになってネットワークをつくる。

相談所がないのだろう。周りの人であれ本人であれ、高齢者について相談に行く機関が なものでつくるのがいいのではないか。本当にそう思っています。困っている人はたく ないのです。あらゆる相談を引き受けるようなところを、公的なもの、あるいは準公的 もう一つは、子どもの問題で悩んだら一応、児童相談所があるわけです。なぜ高齢者

盤についても同じようなACPの財産版が必須のはずで、そのための仕組みづくりを法 l療の場面ではACP(advance care planning)ですが、それなら財産や経済的基

律家は考えるべきだと思います。 世界のモデルとなるような高齢者法の世界を構想すべきである。「日本的な狭い視 !律家の役割・法の役割は、先ほど言ったようなことです。日本的な狭い視野を改め

野」と人のことを勝手に批判していますが、自分だってそうです。高齢社会というのは

日本だけの問題ではないので、それに対処するような社会的なシステムをつくり、それ

を世界に売るような話ができるといいのではないかと思います。

28

【講演2】

金融ジェロントロジーの展望

駒村 康平

慶應義塾大学経済学部教授 21世紀政策研究所研究副主幹/

本日の主題

療・医学、 と法律と医療の三つの領域が共同研究をして高齢化社会の問題に取り組 私は「金融ジェロントロジーの展望」というタイトルで研究を進めていますが、 なかなか画期的なものではないかと思います。ファイナンシャル・ジェロントロ あるいは金融ジェロントロジーと言われている言葉ですが、ここでは老年学や医 ある)いは脳神経科学の研究蓄積を経済や法律の中に応用していこうという問 んでいくという

題意識を持ってい

ま

る。恐らく医療も、 法律のほうも、契約法の前提としては、どうもこういう合理的な人間像を前提としてい 情報を適切に提供すれば、おのずと好きなものが買えていくだろうという人間像である。 会では修正をしていかなければいけないのではないかということです。経済学のモデル は次のような人間像を持っている。自分の欲しいものは自分が一番よく分かってい 問題意識は、今まで社会が前提にしていた合理的な人間像といったものを、 情報さえ提供すれば、自分の適切な治療を選べるという想定を持っ 高齢

ているのではないかと思います。



うお話もしてみたいと思います。

たお話になるかもしれませんが、今日はそうい

駒村研究副主幹

ていいのか。「説明しましたよ。ちゃんとサイということです。しかし、その範囲でとどまっかりやすく、礼儀正しいサービスをするようにていくか。通常言われているのは、丁寧で、分です。この顧客にどういう金融サービスを行っくの資産を持っている。重要な顧客になるわけくの資産を持っている。重要な顧客になるわけくの資産を持っている。

問題があるのではないか。そういう多少変わっいう前提で社会の制度をつくっていくと非常にもしれませんが、高齢化社会においては、そういった合理的な人間像に一番近い状態があるかいった合理的な人性の一期間においては、こう

通していく必要があるのではない 的な側面にちゃんと留意していかなければいけないのではないか。そういった部分に精 相次いでいます。そのように形式的に説明すれば本当にいいのだろうか。高齢者の心理 でしょう」。最近、このような売り主側の主張ですが、現実には金融商品のトラブルが ンをしてもらいました。だから、こういった金融商品を売ったところで何の問題もな

長くなれば、金融とさまざまな生活関連のビジネスとの関連性もより強まるのではない 高齢者はこういう判断で弱い部分があるのかといった点を悪用されてしまっては か。今日はそういうことをお話ししたいと思います。 ていくことになるのではないかと思います。これから特に高齢者が在宅で過ごす期間が せんので、特に財産、金融分野で業務をされる方は、今後かなり高い倫理性を求められ 逆に精通していくと、悪いことをやろうと思えば悪いことができてしまうわけです。 ま評判になっている、金融庁の金融審議会市場ワーキング・グループのレポ けま

になります。あの2000万円の問題は全く報告のメーンではなく、報告の後半部分が |高齢社会における資産形成・管理| の後半部分はまさにこのことが書いてあったこと

実は非常に重要だったのです。そして、この報告を受けて「高齢化と金融包摂のための G20福岡ポリシー・プライオリティ」がまとめられたことはあまりにもよく知られてい

金融ジェロントロジーとは

果を社会科学のほうが取り入れていくということが行われています。21世紀に入って急 で、次第に経済的な意思決定をするときの人間の脳の動きが直接観察できるようになっ 分からなかったので「合理的な個人」を想定していました。しかし、さまざまなツール 激に脳科学の分野が進んでいます。経済学の中では、人間の意思決定のプロセスがよく 学際領域としての金融ジェロントロジーでは、老年学、認知科学、脳・神経科学の成

クしていく。心理的な部分に着目したのが行動経済学。そして、脳の動きそのものに てきた。そこの蓄積を今度は経済学のモデルの中、あるいは研究の中にフィードバッ

ニューロマーケティングとか、「ニューロ」という言葉を冠にした研究分野、最近は神 着目したのがいわゆる神経科学と言われている分野です。ニューロエコノミクスとか、

33

経哲学といった分野も出てきているわけです。

伴って人間の判断能力がどう変化していくのか、学問的な方法論として使ってい 本の中ではこういう捉え方が非常に有効ではないかと思っています。 の言葉なので、研究テーマとしてはまた別の捉え方もありますが、高齢化がより進む日 ロジーであると思います。「ファイナンシャル・ジェロントロジー」はもちろん米国発 して現実社会、 こういった行動経済学や神経経済学を結合していく必要があるのではな ` 金融の問題、経済の問題に適用していく。こういうのが金融ジェロント いか。 加齢に そ

高齢化による認知機能の低下の実際

採用すれば で、合理的な判断ができる人がほとんどで構成されている。例外的な人は成年後見制を 動に反映させる能力です。先ほど申し上げたようにこれまでの社会は、認知機能が十分 ○か×かはっきりしている。△の人が大量に出てくるという想定はなかったのではない 認知機能とは、外部から情報を取り入れ、新しくそれを分析し、意思決定を行い、 いいのではないか、こういう想定があったと思います。要するに認知機能が

キング・グループで参考人として来ていただいた京都府立医科大学の成本迅先生のレ これからは、認知機能が落ちているかどうか、本人も分からない。例えば、市場ワー

親と相談して、事前に準備をしなければいけないよという話をします。そうすると、 前ぐらいから分からなくなってくる。先ほどの樋口先生の話と同じですが、よく自分の ビューによると、自分自身の認知機能が落ちているかどうかは、認知症発症の2・6年

症になり始めているかどうか分からないのが一番問題です。あらかじめ準備することが 「いや、分かった。認知症になり始めたら対応するから」と言うのですが、自分が認知

大事になります。

報告書のエッセンスです。多くの方がダウンロードして最後まで読まれればその部分ま 多くの人が知って、事前に準備をしておくべきです。ここが実はワーキンググループの る。例外的なものではない。多くの人はかなりの確率で来る。こういうことをなるべく そして認知症になる、あるいは認知機能が落ちるリスクというのはかなり一般的であ

で目を通していただけるのではないかと思います。

35

お話とつながっていく、 い。新しい考え方を入れていかなければならない。これはまさに樋口先生からもあった て多くなってくるだろう。従来の市場のルールや考え方を見直していかなけれ ます。それから人生の後半の一定期間、判断力が十分ではない期間を経験する人が極め !が低下した方によって、社会全体で見ても膨大な金融資産が保有されることに (寿社会というのは、これからお話しするように高齢者の方によって、 われわれの研究チームでこれから議論を深めていくところでは ある ば は ſΊ 認知 け な

な

高齢者の人口と資産の動態

高齢者

の動態を見ておきたいと思い

ます。

ないかと思います。

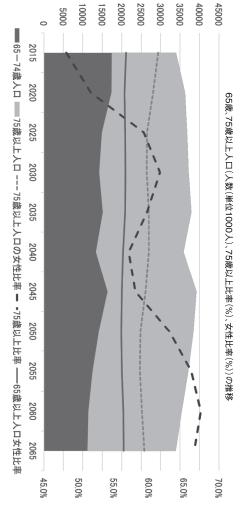
図表3は 人口問題研究所が推計している65歳以上人口の構成ですが、いま75歳以上と

- 50%ぐらいです。いま3500万人に接近している高齢者の

65歳から74歳の数は50%、

数はこれから先ピーク時で約4000万人に接近しますが、基本的には増えていくのは 75歳以上の高齢者です。65~74歳はほとんど増えない。あるいは減少していきますから、

65歳以上人口の構成と「65歳以上人口に占める75歳以上人口」の比率(%) 図表3 今後の高齢者数の見通し:75歳人口の動向

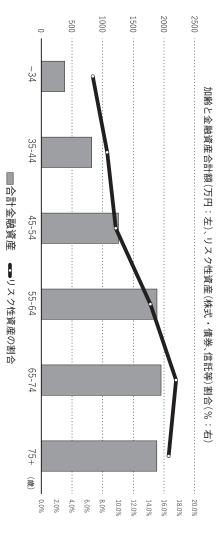


というと、どちらかというと65歳以上グループを一括りにするようなデータのつくり方 がポイントになるからです。 知機能の変化で、 なく、せめて75歳で二つのグループに分けたほうがいい。75歳で分ける理由は これから重要なのは乃歳以上の方の行動です。高齢者を65歳以上で一括りにするの 認知症の有病リスクは75歳ぐらいから急激に上がっていくということ 政府のさまざまな統計がそういう視点でつくられてい やは り認

をしていると思います。

分けています。特に75歳以上をあえて分けている。通常、政府の資料は70歳以上が一括 持っていることになります。 2000万円と言われていますが、平均的には、今の高齢者は、2000万円ぐらいは 原票にさかのぼって再集計したものです。あくまでも平均値の個人金融資産残高です。 図表4のグラフは総務省の「平成21年全国消費実態調査」の個票データからつくり、 ある 'いないことになります。この辺は、通常、政府が発表しているデータより ないかと思われますが、平均だと2000万円ぐらい。 いは65歳以上が一括りになっています。若干古いのですが、研究者の使える一 ただ、平均と中位は違います。中位だと1000万円前 年齢が進んでもそう取 がも細 り崩 か <





(出所) (H) 総務省総計局 [全国消費実際調査 () 調査票情報を第者が独自集計したものである。そのため全国消費実際調査の本体集計との整合性があるとは限らない。また特に標本数の少ない集計区分では標本協議に留意が必要である。今回、調査票情報の利用を許可いただいた総務省裁判局関係各位に心より感謝申し上げる。なお、本研究は JSPS 科研費 26380372 の助成を受けたものである 総務省『平成21年全国消費実態調査』個票データより筆者作成

上がれば上がるほど高くなっていき、 しいのがこのデータだったわけです。それから、リスク性資産の構成比は、 75歳以降で若干下がる。そういう行動になってい 年齢

資産残高の保有状況を、先ほどの年齢別平均金融資産から推計するとどうなるかという るだろう。 と、2015年時点での推計で、恐らく75歳以上は全体の金融資産の22%を保有してい では将来、この資産形成がどうなっていくのか。 図表5は、 約1800兆円

部分が中位ですから、中位と平均に乖離が大きい地域はそれだけ上のほうに偏っている がわりと安定しているエリアとでは金融資産にかなりの差があります。ちなみに、 です。同じ75歳でも金融資産が非常に少ない沖縄のようなところと、 府県別に75歳以上世帯の金融資産の保有状況を「全国消費実態調査」から推計した になります。 もう一つ、これもあまり知られていないデータですが、図表6(42ページ)は、 75歳以上人口は増えますので、将来的には31%まで増えていくだろうと考え 当然ながら若者の持ち分は、今の状況のままだとどんどん下がっていくこと 大都市近郊や生活 都道 もの

が

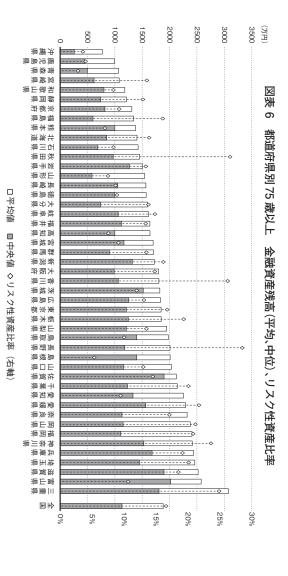
図表5 「金融資産」の高齢化

54 歲未満率:29% (2014)→28% (2020)→26% (2025)→24% (2030)→21% (2035)→20% (2040) 金融資産の高齢化(年齢別金融資産の保有割合の推計)

	0%	10%	20%		30%	40%	%UC	1	60%	70%	00/0	90%	90%	T00/0
2015年	4%	15% 9% 4%		1		23%		27%			22%			
2020年	4%	800	16%			21%	26%				25%			
2025年	4%	70%	16%			22%		22%			29%			
2030年	7 /o 3%	70/	14%		73/0	ン 5%		0/ 17	31 %			31%		
2035年	3%	12% 6% 3%		25%			23%					30%		
2040年	3%	11%			23%			26%				30%		

(出所) 『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018年推計)より作成

□~34歳 □35-44歳 □45-54歳 ■55-64歳 ■65-74歳 ■75+歳



、出所)駒村康平・渡辺久里子(2018)「75歳以上高齢者の金融資産残高と資産選択について−資産の高齢化への対応」「月刊統計」2018年8月号

42

ある。それから、リスク性資産の保有状況も地域によって全然違うということが言えま ことを意味します。こういう具合に同じ75歳でも金融資産残高に3~4倍ぐらいの差が

すが、実際に今後、乃歳以上の高齢者が増えていくエリアはまさに首都圏近郊というこ とになります。つまり、お金を持っている高齢者が多いところに高齢者の数が増えてい こなのかというと、沖縄は若い人口構成なのでこれから増える高齢者の数は多く見えま 者ほどたくさん持っている可能性がある。これから高齢者の絶対数が増えてくるのはど く。そういうインパクトがあることになります。 何を言いたいのかというと、高齢者は資産を持っている。それも都市部・近郊の高齢

|知症に関する統計

認知症の有病率です。75歳を超えてドライブがかかって増えていくことになります。恐 らく現時点で、乃歳以上では2割から2割5分ぐらいの方が認知症になっているだろう。 それから、日本経済全体で見ていくと、もう一つ注目しておかなければいけないのは

将来的には80歳~85歳の人口ウェートが増えていきますので、3割から3割5分ぐらい の方が認知症になるだろうと予測されてくるわけです。

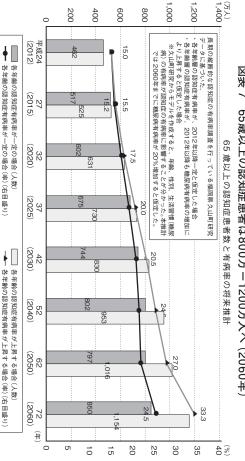
るのではないか。こういう議論をしているわけです。 まり、この辺で200兆円ぐらいの金融資産が認知症の方によって保有されるようにな 3割5分ぐらい、つまり10%ぐらいが認知症の方によって保有される可能性がある。つ 認知症の有病率の高い人が増えてくる。そうするとこの図表5の31%のうちの3割から 団塊の世代が75歳になり、2030年にはその中で生きている方が80歳に到達するので、 うすると、先ほど言ったように8歳代の方が増えてくるころ、要するに2025年には 資産の5%、91兆~100兆円が認知症の方によって保有されている可能性がある。そ 5%ということになります。現在、1800兆円から1900兆円に向かっている金融 ち2割から2割5分ぐらいが認知症の方によって保有されていることになるので、 その数字を先ほどの図表5に当てはめるとどういうことになるかというと、 22 % のう

万人。1200万人というのはかなりの数です。1億人を切った状態で1200万人が

図表7は、認知症の方の数の将来予測です。700万、800万、あるいは

1200

44



図表 7 65歳以上の認知症患者は800万-1200万人へ(2060年)

(資料) 田野 内閣府(2017)『平成29年高齢社会白書 より内閣府作成 内閣府(2017)『平成29年高齢社会白書 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授

認知症になるということは大変な社会になるわけで、 予 防 :の重要性、それから、リスクファクターである糖尿病予防の重要性はこれで見 治療は当面難しいかもしれ せん

加齢による認知機能の低下の影響

て分かると思います。

ぐらいにかけて正解率がドーンと下がっていく傾向にあります。 ほうがもっと正解率は高いと言われています。単純比較はできませんが、70歳から80歳 簡単な算数の問題ですが、この正解率が加齢とともにどんどん落ちていくことが分かっ てきています。算数の問題は日本人のほうが得意なので、この簡単な問題なら日本 認知症になると何ができなくなっていくのか。MMSEという認知症判定スコアがあ 年齢の変化とともに人間の判断能力がどう落ちていくのか。 米国の事例です。 極めて 人の

このスコアが落ちていくとできるものが減っていき、低いスコアになるといろいろなこ とができなくなってしまう。認知機能が落ちて認知症が重くなっていくと、できなくな ります。このスコアが高い状態だと、まだ認知症ではなく軽度認知障害の状態にあ

よく知られているようにお釣りの管理や勘定の準備です。要するに数的な処理、 知障害から認知症に変わっていくスコアのあたりでできなくなることは何なのか。つま るものがどんどん増えていくことになります。では認知症になるかならないか、軽度認 な思考が最初にだんだんできなくなってくるということが分かってきています。 認知機能が落ちていくときに最初にできなくなってしまうのは何なのかというと、 論理的

認知障害からは、 する認知機能は、 最初は緩やかで、そして放物線状で急激に落ちていくことになります。お金の管理に関 お !力が認知機能の低下とともにどんなふうに落ちていくのかという研究があります。 金の管理能力をお金の管理に関わる認知機能というものに変換してみて、お金の管 残高の管理とか複雑な処理あたりになってくると、恐らく、いろいろ 第1段階の通常加齢の段階では維持できていますが、第2段階の軽度

ために分かったふりをする傾向もあると言われていますので、なかなか見分けにくい。 認知症が進んでいくと、特にアルツハイマーの場合は本人が自分の尊厳を守る

複雑な金融商品を見せられても理解していない。

分かっているのか分かっていないのか、よく分からない段階に入ってきます。

と、昨今起きている問題は、こういう人にリスク性の高い複雑な金融商品を売り付けて いる可能性があるわけです。 人に金融商品の不適切なものを売り付けてはいけないのは当然のことですが、 逆に言う

なってくるだろうと思います。 ないほうがいいのではないか。ただ、先ほど申し上げたように膨大な金融資産を持って されてしまうと、非常に対応しづらい部分もある。そういう人だったら、初めから売ら ら一緒にいるわけではないので分からない。ましてや高齢者本人に分かっているふりを いるグループでもあるので、そこにどう対応するのかというのは、今後、大きな問題に ただ、売るほうから見ても高齢顧客の認知機能がどの状態なのかというのは、 普段か

ただろう」という騒ぎになってくる。銀行の窓口も非常に対応が困ることになっている なくなった」「俺のパスワードが分からなくなった」「カードがなくなった。おまえ盗っ うなってくると、恐らく銀行の通帳の管理もできなくなって、銀行に来て「俺の通帳が 認知症になるとできることがどんどん減ってきて、最終的には全くできなくなる。こ

わけです。

高齢化が進むわけですが、資産構成の分布が高齢者に偏っているので、資産の高齢化が これからは大都市部でどんどん顕著になってくるのではないか、ということが言えるか より進んでいく。本人にとって管理できない、あるいは社会の中でも適切に管理できな い資産が増えていく。これは経済にも悪影響を与えていくのではないか。その傾向は、 している。2割から3割を75歳以上がさらに保有することになってきます。年齢構成の ここまでの話をまとめますと、だいたい1800兆円の5~6割近くを高齢者が保有

年齢と金融資産の管理能力の関係

あるいは2030年問題が近づいている。したがって、とにかくちゃんとした政策を早 と税一体改革のときもそんな議論ばかりやりましたが、金融資産面での2025年問題 2025年問題というと普通、医療と介護の問題ばかり注目されています。社会保障

めに仕掛けていただかないと、大変な問題になってしまうのではないかと思います。

認知症までは至らなくても、実は人間の金融資産の管理能力が年齢とともに変

49

75歳の手前からいろいろなクセやバイアスが出てくるとされています。 化するというのがこれまでの研究で明らかになってきている部分です。 運用に関しても、

あるのではないか。認知機能が下がっていくと、株式の保有は困難になっていく。これ を積んでリテラシーがたまってくる高齢期になると、今度は認知機能の判断力が落ちて そういう研究が出てきています。お金の管理と年齢の関係というのは一方的に下がるの す。全体としては資産の運用能力は年齢に対して逆U字形になっているのでは がっていく。実はお金の管理は50歳ぐらいが一番いい時期ではないのかと言わ ると、50代ぐらいでクレジットヒストリーが一番よくて、支払い漏れや破産リスクが下 借りるときの金利が一番ボトムになるのはどの時点なのかを見ている研究です。そうす くるので、またパフォーマンスが下がってくる。そういうことが言われているわけです。 ではなく、実は金融リテラシーや経験が低い若いときはお金の管理が苦手。そして経験 ときの金利がどう変化しているのか、クレジットヒストリーなどからそれをスコア化し、 例えば、Cognition Score(認知スコア)と株式の保有率との間には正の相関関 |齢と金融リテラシー、自信過剰バイアスに関する研究があります。 それは、 れていま 借 係が りた

スも、 は当然かと思われますし、認知機能のスコアと市場における個人での運用パフォーマン 認知機能のスコアが悪い人は、資産規模に関係なく運用パフォーマンスが低い傾

向にあると言われています。

経験と認知機能とのバランスが年齢とともに変化していくことが自分の金融資産の運用 経験、リテラシーが不足している。しかし認知機能は高い。そうして年齢とともに下 がっていく。しかし、経験は積んでいく。この相反する影響が今度は出てくるわけです。 アスと言われている問題です。先ほどもお話ししたように、若いうちは資産の運用能力、 こういう問題の中でも私の研究チームが少し深く注目している部分は、自信過剰バイ

うことも反映しているわけですが、ここで自信過剰の割合が一番下がっていきます。要 くる傾向があります。そして先ほどの、50代で金融資産能力が一番よい状態になるとい に関する問題を出して、自信を持って誤った答えを選んだ人は、若いところで高く出て 図表8(52ページ)は金融リテラシーに対する自己評価ですが、ある金融リテラシー

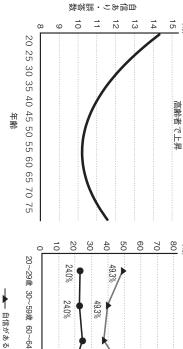
するに自信を持って間違えた答えを選ぶことがなくなってくる。自分のことが一番客観

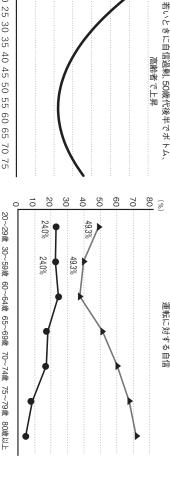
能力に対してどういう影響を与えていくのか。

51

加齢 と金融リテラシー、自信過剰バイアス

%





) 岡本 翔坪、駒村康平(2018) [金融リテラシーはどうこに形成されるのか:金融リテラシー調査を用いた分析] [生活経済学会関東部会報告](金融以報中央委員会[金融リテラシー調査 2016 年調査] (インターネットモニター調査)を使った分析) (出所) MS&AD基礎研究所株式会社2017) [高齢者運転事故と防止対策] に関する調査結果

一曲値はない

(出所)

52

そんなに自信がない。安全に運転しなければだめだと思っている。そして高齢期になる 関しても見てみたのですが、似た傾向があります。運転し始めて経験がないくせに、若 的に見えている時期、金融リテラシーが一番いい時期になってきます。そして高齢期に ちろん大きな問題が出てくるわけですが、そこまで至らなくてもいろいろなバイアスが があるのですが、これと似たような部分があるのではないかと思われます。乃歳を過ぎ の評価が高くなってくる。自分のことを客観的に見られなくなってくる。そういう動き と、「俺は大丈夫だ」と再び自信過剰になってくる。他人が思っているよりも自分自身 がないにもかかわらず、「自分はできるのだ」という自信過剰バイアスがまた発生する。 なると、再び自信過剰の動きが出てくる。つまり、客観的にそれほど金融に関する能力 い世代は「俺は運転に自信がある」と答える。自分のことが客観的に見えているころは、 ちょうど高齢者の自動車事故が大変多かったので、車の運転に対する年齢別の自信に 認知症によってお金をマネジメントできる能力が下がってくるという部分ではも

出てくる可能性があります。

行動経済学・神経経済学による仮説

それは大学生が相手になって実験するケースが多く、高齢者を相手に実験するケースは なことが言えるのか。これはまだ仮説です。行動経済学というのは実験がほとんどです。 行動経済学でいろいろ分かっていることに加齢によるインパクトを考えた場合、どん

あまりありませんが、これからやっていかなければいけないテーマになります。

の?」となりますが、若い世代なら「これはおかしいな」と思っても、高齢者にとって とです。オレオレ詐欺、特殊詐欺の話を聞いていると、「何でそんなことに引っかかる めに、過去の経験や思い込みで相手にコントロールされてしまうリスクが高いというこ 一つは、認知機能が低下し、少なくなった判断能力でいろいろなことを決めてい

みれば認知機能が低下するので、過去の経験や直感で判断するようになる傾向があ

する。家を一回保有したら、なかなか売らない。自分の持っている家は市場価値よりも いは「保有効果」として、過去に一回保有している自分のものは客観的価値を高く評価 若年者の半分ぐらいまで選択肢を絞り込んであげないとそもそも選択不能になる。

実は若い人も選択できないのですが、どうも高齢者は、

ある

るいは選択肢が多すぎたら、

うかといったら、買わない。そういうギャップです。こういう保有効果が高くなってし えらく高く評価し、そんな値段では売りたくないとなる。では同じものをその値段で買

まうのではないか。

プの頭には自分たちに都合のいい情報しか残っていない。ポジティブ情報のほうしか頭 報を与える。ネガティブな情報とポジティブな情報を同時に与えても、高齢者のグルー に残らない。ネガティブな情報は、「そんなのは聞いていなかった」と主張する。そう いう問題も出てくるのではないかということです。 それから、これは老年学のほうでも言われている話ですが、若い人と高齢者に同じ情

それから自信過剰です。客観能力以上に自分の能力を判断する。「俺はできるのだ」

と言い張るという問題です。

また、未来に向けての意思決定も苦手になってくる。

変化をよくよく理解した上での、金融商品やサービスを考えていかなければいけないの 要するに、「分かりやすい大きな字」と「丁寧な説明」を超えた、高齢者の心理的な

ではないか。今までのまとめはこういう感じです。

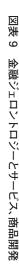
金融ジェロントロジーに基づくあるべき金融サービス

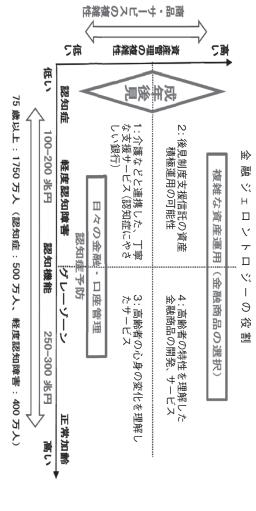
われわれは押さえておかなければいけないだろうということです。 認知症に至らなくても、さまざまな資産運用能力に変化が生まれてくる。そのことを

ぐらいのマトリックスに分けて見てみると、それぞれの対応すべき問題が見えてくると そういったことを踏まえた上で、これからの高齢者の金融市場を図表9のとおり四つ

踏み込んだアドバイスもしていく必要があるのではないか。ましてや図表9の1や2の ど樋口先生から話があったアドバンス・ファイナンシャルプランニングとでもいうよう に、誤認をさせないようにする。自信過剰が出ているならば、そこに対してはきちんと かっても維持できている図表9の3や4の高齢者に対しては、やはり誤誘導がない な事前の準備を早めにやっていただく。そういうサポートも必要になってくるのではな ように認知機能が著しく低下した人に対して、どういうサービスをしていくのか。先ほ 認知機能がちゃんと維持できている、ある程度維持できている、多少バイアスがか よう

いかと思います。





2

知症に優しい銀行) てきます。こういったことを視野に入れて新しい社会、経済のルールを考えていかなけ 力のバラツキが大きく、どんどん落ちてくる方も多い。そういう人が増える社会に たこの辺の人たちによって社会が構成されていました。しかしながら、今後は、 に多かった。人口の9割ぐらいが20~66歳の中にいて、 これは大きな話になりますが、かつてわれわれの社会は人口に占める若い世代が非常 !いけないのではないか。ほかの国の動向とか、英国の Dementia-friendly bank の動向などを最後に少しリストアップしていますが、研究会のほう 、判断能力がある程度しっ 判 か なっ 断能 りし (認

では医療、

法律、

経済が連携し、こういうテーマで研究しているのが現状です。

【講演3】

超高齢

超高齢社会を見据えた未来医療予想図 -地域コミュニティのリデザイン―

飯島 勝矢

東京大学高齢社会総合研究機構教授21世紀政策研究所研究委員/

医療現場から見た高齢化

どっている医学系の学術団体があります。そこの幹部をやっている立場から、 私自身は医師であり、もう一つは、日本老年医学会という、 高齢者医療をつかさ 3番目の

プレゼンターとして話題提供を幾つかしたいと思います。 お手元にスライドが3枚ぐらいある配布資料があります。 '後半戦は後で見ていただけ

れば分かるというものも入っていますので、むしろ前半戦の時代背景、いま置かれてい

うところを少し交えながらお話ししたいと思います。 る状況というものを踏まえて、私自身の今の肌感覚、経験知、何を見据えているかとい

すが、3年ぐらい前の、まだお屠蘇気分の抜けていない1月5日だったと思い 集まっている学会があります。私はそこで比較的幹部として取り仕切っているほうで 日本老年医学会を中心とした日本老年学会という、さまざまな分野のメンバ ますが、 ーたちが

れわれです。当然、全国から賛否両論です。それは想定範囲内のものです。

「高齢者」の定義を「75歳に引き上げるべきだ」として都内で記者会見を開いたのがわ



飯島研究委員

うのは非常に人間の素が出ます。例えばこういある一側面のことを言ってわけではありません。ある程度大きなマスで見てみると、フィジカルある程度大きなマスで見てみると、フィジカルをにいろいろの一つ、先ほど樋口先生からのご発表を受むさいる。その中で全てお金も絡む制度のとことです。
しいろいろ言おうかと思います。例えばこういの国民が若返っていて病気知らずなのだという、の国民が若返っていて病気知らずなのだという、の国民が若返っていて病気知らずなのだという、

す。当然、それなりの年代でいろいろな病気が

起こりやすいという背景もありますので、全員

ますから、 り財産の問題が絡むからなのか。それこそ東大病院の外来の、ブースの中で割れたりし ですから、例えば認知症と一言で言っても、家族も意見がよく割れます。そこにはやは う場とかいろいろな会議の場とかオフィスの場では、自分の本当の素よりは一 が働いて会議をやっている。しかし、医療現場というのは非常に素が 家の中ではどれだけ割れているのか。だから結構、 素が出るというのがあり 治出ま 段かしこ

ウン、アップダウンの葛藤の中で生きていく。ですから、はっきり言ってこんなのは当 また違う医療機関に行けばもう少しだけ治してくれるのではないか。そういうアップダ たくない」という気持ちも生まれてきます。そういうことでまた落ち込む。でもどこか す。しかし、本当のその場になってしまえばやはり落胆しますし、そこには「でも信じ ほとんどの方がいざとなったら最後、人生設計ができるのでがんの告知は希望していま ます。例えばがんの告知といっても、私が医者になったころからすると今は全然違って、 けれども、なかなか筆が進まないというコメントがありました。それは進まないと思い あとは先ほど樋口先生から、学生と一緒に人生エンディングノートをやってみたのだ

治る場合もあるとはいっても、でもやはりニアリーイコール死というのが必ず浮かんで 事者にならなければ分かりません。自分の将来の気持ちなんて分からない。がんは当然 しまう。そういう意味では当事者になってみるといろいろな考えが浮かんでしまい、葛

藤になるということがあります。

ちゃまがいるとか、「タクシー代わりで」というのがいっぱいいます。やはり素が出や 期が長いのですが、ピーポー、ピーポーと運び込まれてくる。私はもともと心臓が専門 そういうのが医療現場では非常に出やすいというのがあります。 すい。結局、総論賛成だけど、いざとなったら「まず自分を」という感覚がとても強い。 なのでどんな心筋梗塞の重症の方かと思ったら、救急車から歩いて降りてくるおばあ バン救急車を呼んでいる。そういうことがあります。私も三次救急病院で働いていた時 「そんな救急車騒ぎはいやですよ。私はいいですよ」と言っても、いざとなったらバン いうのは総論的には賛成ですが、そう簡単に決められるかというのがある。素も出ます。 そういう意味では、「自分はまだどうにか体が動く今のうちから相当先のことを」と

わが国の少子高齢化を取り巻く背景

常に重たいボディブローのように、今となって効いてきているのだという話である 議」というのがあり、そこに私も有識者として入っていますが、約3年前に出された では1・81以上は実現しなければならないとしています。 です。出生率が下げ止まってアップしてきている感じもあるのですが、「一億総活躍」 グイと行かなければならない国である。にもかかわらずこの少子高齢化というのが、非 は成長しなければならない。世界で50位、70位あたりをうろつく国ではない。 グイグイ 障壁、ハードル、足枷、ボトルネックという意味です。どういうことかというと、日本 「日本一億総活躍プラン」の冒頭に出ている言葉が「隘路」です。隘路とは、いわ 進めているいろいろな政策の中で、3~4年前に立ち上げられた「一億総活躍国民会 成長の隘路である少子高齢化ということが言われます。隘路というのは、安倍内閣が ゆる

ている。人口はこれからグーッと減少していき、まず8000万人ぐらいになるのは避 かってきます。あと高齢化率は1984年の9・9%から2017年は27・7%に ただ、そう簡単ではありません。少子化対策は経済と直結していることが如実に分

パワーを失うことになります。どういう時代になっていくのか。 けられないと言われています。ゆっくりですが8000万人台に入るということは国の

年問題が盛んに言われ、そこに地域包括ケアという言葉が生まれてきました。でも数え ことでシンギュラリティ(技術的特異点)という言葉が言われています。前に2025 たらあと5、6年後になってしまった。あっという間です。今から十分セットアップし もう一つ、私も耳学問ですが、AI(人工知能)の話をします。AIの時代へという

2045年と言われ、AIの知能はディープラーニングしていくので、どうも人間の知 そこで2060年とか2050年という数字も言われています。AIに関しては

てもトゥーレイトというか、相当頑張らなければいけないのですが、だいぶ目先になっ

能を超えるらしいと言われている。これはある研究者、ある研究所が言っている話で、 本にある仕事の約4割近くがほぼAI化されるという感じで言われています。お医者さ ·れわれがどこまで信じるかは本人次第ですが、どうも2045年ぐらいのときには日

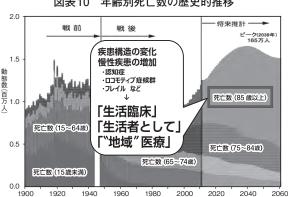
ん、看護師さん、薬剤師さん、トラックの運転手さん、コンビニエンスストアのレジの

らいのスピード感でと言われています。その中で、特にケアマネジャーさん方がよくつ くるケアプランのAI化、これがあるところではいま急ピッチに進んでいるという時代 いなのか。AIに相当取って代わられるぐらいなのか。それは分かりませんが、そのぐ 仕事はたくさんあります。本当にそうなるのか。AIの部分が少し絡んだぐら

高齢者の医療の現状

背景があります。

高齢者が多いからですが、ただ高齢者を一括りでということではいけないのではないか。 以上の亡くなる方々がこれだけ増えてくることになります。当然、認知機能の落ちてい ある程度年齢で層別化しなければならないという話が先ほどありましたが、例えば85歳 がポイントではありません。例えば今は同じ高齢者の亡くなる方が増えている。当然、 グッグッと上がっているところです。いわゆる多死時代です。ただ、多く亡くなるだけ ます。簡単に言いますと、今はジェットコースターが一番怖い頂点に到達する直前 図表10は国立社会保障・人口問題研究所のデータで、日本の年間の死亡数を表してい



年齢別死亡数の歴史的推移 図表10

年 (出所) 国立社会保障・人口問題研究所(社会保障研究「人口高齢化の諸相とケアを要 する人々」金子隆一、2016年)

次

4)

、ます。

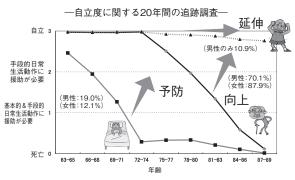
撤 までやって、どこからはやらずに 半分以上、 と言われているのですが、 165万人ぐらいが亡くなるのでは ,引く医療の頃合いというものをどう考え 返 2039年から2040年ぐら そうすると、 するべきなの 6割ぐらい か。 わ n 押 わ は85歳以上が占 す れ ケ 医 その中の本当に 療現 療だけで ちゃ 場 ű な は め に l, は か

られ 知 る方 そこまで長寿の国ではないということにな が大きな国家プロジェクトでないところは 機 能 ま 々 せ が 障 害 ん。 庄 は 倒 避 長 的 寿 けられ を達成 多 ſΊ な の です。 ſΊ した 0 国 認 これ 知 は 機能 は 障 の 避 認 け

なければならないのか。これがあります。

が変化しています。私が医者になった30年前と今とは全然違います。そこで結果的に 者の中でより高齢化が進むので、その方々が亡くなるとか、よりエンド・オブ・ライフ 治療は完全に確立されています。お薬もガイドラインできちんと決まっているから型ど に近づいていくとか、そういうことになっていきます。時代の変遷で明らかに わ のだから、後ほど話題提供するフレイル、虚弱という現象が後に出てきてしまった。い 程度見ようとはしていたわけです。ただ、医学も進歩しつつ、より長寿になってきたも おばあちゃまの人間全体を全く見なかったかというと、そこまでばかではない とがありますが、実は臓器別でトレーニングされてきたわれわれも、ではおじいちゃま. では個別の臓器医療というものを相当やってきました。よく木を見て森を見ずというこ きる。しかし、本人がどんどんやせてくるとか、いろいろなパターンがあります。今ま おり入る。そうすると、心筋梗塞の二次予防、いわゆる2回目の発症はどうに ゆる treatable は医療現場ではもう起こっている話ですが、心筋梗塞という怖い病気に対しての 、治療で治すことができないレベルの病態が増えてきてしまう。高齢 疾病構造 か抑制で のである

我々はどう弱っていってしまうのだろう 図表11



(出所) 秋山弘子 長寿時代の科学と社会の構想『科学』岩波書店(2010年)

間 子先生の研究者たちがやったもので、 ろう〜自立度に関する20年間 足腰 残 ラフは、 から話題提 も使うスライドです。 Ī な ーに分かれるらしい。そういうふうに解釈 义 れば10 表 が というの んてそう簡単にパターン分けできないので てきてしまうの っとデー その 悪 11 ジェロントロジー の ſΙ 篊 人の亡くなり方がありますから、 \Box 最たる 「我々はどう弱っていってしまうのだ のフ タを見ると、どうも幾 が正直なところです。し Ŧ もの と言われるもの。そして、 レイルということになりま が 医療現場で見ていても、 が ιJ 認 わ の大先輩 知症です。 ゆる完治不可 の 追 跡 である秋 調査~」 5 そ よく講 かの か 能な ħ か する のグ 演 Щ ŧ 弘 す ほ 10 で

管理ができないといったレベルになります。60、70、80、9代ということになるとどう です。だから、このグラフで終えてしまえばすばらしいグループに見えますが、「あの 大半の方々が、70半ば、80近くからグーッと落ちてくる。また、「妙に元気ですね」と に使える。次のところは、お箸とお茶碗でちゃんと自分で食べられない、自分のお下の と書いていますが、そこからゆっくり降りてきますから、介護費用はかかっているわけ いう方がいらっしゃる。ここでは90歳ぐらいで「妙に元気ですね」という方が1割いる もこの三つのパターンに分かれ、ガクッと落ちるパターンの方もいらっしゃる。しかし ベル。お釣りとか、お金の細かい出し入れができる。キャッシュディスペンサーを巧み かんでも自分でできる。その次が手段的ADLと言われる、 とこのグラフは分かるということです。縦軸が大まかな自立度です。一番上は、何でも ・認知機能がちょっと高いレ

ると、もうピチピチギャルぐらいの感じです。もうすごい世界になってきています。そ の外来も平均年齢8歳です。でも9代もたくさんいらっしゃる。6歳ぐらいの女性が来

- れわれは普段から在宅医療をやり、ああいう方々を見ています。私自身の東大病院

後は知っていますか」という話ですよね。

させるのか、なるべく長寿を延伸するのか、いろいろな課題があります。 れぞれにどのように予防したり、機能を向上させたりするか。治らないけど機能を向上

うにか階段を上れるようになってきた。そういう臓器修復にまずは使われているのです 医学も進歩するからです。それこそiPSがどこまでやれるのか、われわれもがんがん やっているのですが、はっきり言ってこれはそう簡単ではありません。なぜかというと、 こまで縮められるのかというのは、はっきり言ってそう簡単ではないというのが私の見 ら入っていくわけですが、医学も進歩します。ですから、健康寿命と平均寿命の差をど が、あのiPSが寿命を延ばすかどうかはまだ分からない。その永遠のテーマにこれか くようになってきた。心不全で心臓の動かない人は心臓がちょっと動くようになり、ど 光の見えなかった人がiPS細胞で光が見えてきた。神経難病の方が、ちょっと脚が動 研究をやりますが、iPS細胞は夢の細胞とはいっても、まだ臓器修復の夢の細胞です。 いとよく言われます。私自身のフレイル予防もなるべく健康寿命を延ばしたいとして それから、平均寿命と健康寿命の差が男女平均すると10年ぐらいあり、それを縮めた

地域包括ケアの現状

ろう。これが各自治体で一連のシステムとなっていますかというのが、大きく問われる 域包括ケアのど真ん中のところ、いわゆる在宅療養、在宅医療、介護連携をちゃんとや るみでシステム化してどうにかやりたい。でももう一回り弱ってしまったら、やは の中に出しました。とはいっても、いずれ弱る。だから、生活支援というものを地 「なるべく健康ではいたいじゃないか」というので、数年前にフレイルという概念 り地 域ぐ

てというのはしょっちゅうやっているわけです。ジェロントロジーの地域課題の研究を 人とのつながりの希薄さとか、孤立化とか、待機児童問題とかいろいろありま いろいろやると、もっともっと泥臭いというか、生臭い話がいっぱい転がっていま また、われわれは医療専門職種なので、とかく病名、病態、そしてご家族とお話! ことになります。

人目を生んだけれども、なるべく弟、妹が欲しい。しかし家計を見て「大丈夫?」と ベビーの話です。適齢期の男の子と適齢期の女の子がちゃんとカップルになり、まず1 少子化対策というと必ずメディアは待機児童問題を流してきますが、あれは生ま いれた

付き高齢者向け住宅だって地方では半分ぐらいが空き室になっている。こういう現状が です。そのほかにも抱えている課題には、買い物難民、介護難民、介護共倒れ、ダブル ケア、空き家問題などがあります。私は経済のところは詳しくありませんが、サービス いって、2人目を控える。そういうところに大きな問題があるので、非常に根深い問題

インをどうするのか、県行政が数十の各市町村をどう守るのかという課題もあります。 「域包括ケアというのは、基本的には市町村単位です。確かに国全体のグランドデザ

起きてきています。

医療専門職能団体もいる。医師会のメンバーとか、いろいろなキャラクターの方々の集 分たちの地域医療をどうするのか。地域包括ケアというのはそういうところが問われて いるわけです。市町村単位、自治体単位ですが、実はそこには行政もいるし、いわ でも基本的には、市町村単位が地域医療をやる場だからではなく、地域がよく考えて自 住民もいるし、いろいろな民間事業者もいる。そう簡単に一枚岩にはなれ ゆる

講演3

せん。それが全国を歩いてきた私の感じです。流れている血が違うということがありま

行政は行政で、数年単位で部署をかわっていってしまいます。ついこの間も、フレ

で誰がいつ来てもいい、比較的ステイブルなシステムでというものを追い求めなければ グではありません。かわっていってしまうのが行政のシステムです。ですから、その中 そういうメンバーたちとやっていかなければいけない。これは決して行政へのバッシン ドレス書いています。よろしく。ちゃんと引き継いでおきます」という、3行のメール 町村行政の担当者が、「4月に入って異動になります。後任は誰々です。下にメールア を送り付けてくる。私は何をやればいいのかという話です。しかし、これが現実です。 イル対策を今まで3年間ずっと一緒にやってきて、私のモデル事業を導入してくれ

構亡くなったりしているようで、そこら辺をどうやっていくのか。また新しい委員会が ますが、高齢者労働の安全と健康というのがあります。いわゆる高齢者就労の場面で結 いかと言われています。来月以降からか、厚労省の有識者委員会がまたこれから始まり ま高齢者就労が強く言われ、なるべく70歳まで働くチャンスをセットしようではな

ならないことになります。

図表12の「進化した『地域包括ケアシステム』の概念図」があります。これは説明す

始まって私も参加しますが、そういう課題も大きくあります。

図表 12 進化した『地域包括ケアシステム』の概念図



(出所) 三菱 UFJリサーチ& コンサルティング 「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」 (地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する 研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康增進等事業、2016年

< L1 あ 7 7 0 る 、なっ きて きた 続 る る つ が ま う、 意 ぱ 自治 なって け で 玉 味、 < では た ∃ Ŋ たというのでは も 策 健 る。 あ 体でべ L1 L1 の なく、 ſΙ 康 わ 進 1) 1 ゃ で ゆ 植 化 る Z ま レ 7 る予 そ な 木 ħ L I わ せ ſΙ 1 打 鉢 L١ た 7 0 む けです。 は ħ h ・シッ た ιJ 防 単 0 部分に持 しろ植木 が かというところが今ま l, ħ じ を +ま な に バ 地 クな 持 の部 Š ゃ す。 域 I 植 な よく考えて ジ ょ 包括ケア も 木 てき 分に そし 鉢 つ ょ 1) ∃ 1) の て 鉢 か 0 1) か を きた 土に の 7 介 7 ベ ア わ 元気 単 護 新 义 I ツ l) る 予 持 な み シ 5 ブ で 1) l 防 る る L١

個別の疾患に対してどう治療するかということもさることながら、それはトーンダウン では枝、葉っぱの一つだったのが、ベーシックなところになってきた。国も、 してはならないのですが、もっと上流上流、もっと早め早めに仕掛けて、予防のところ いわ ゆる

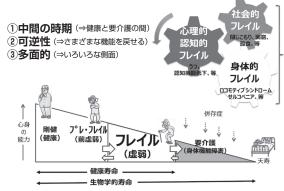
フレイルとは

に力を入れてくれということです。

道」ということです。英単語の frailty から日本人向けに和製英語にしています。虚弱な、 だいぶちょっと弱々しくなってきているかなということで英単語形容詞 frail を「フレ イル対策が厚労省の施策のど真ん中に入ってきています。 イル」と書き、数年前にこういう概念を立ち上げました。ありがたいことに、いまフレ レイルとは「虚弱」を指します。虚弱は病名ではありません。「必ずわれわれが経る 図表13のとおり、フレイルの概念には、「中間の時期」「可逆性」「多面的」の三つの そこにわれわれが新しいメッセージとしてつくったのがフレイルという概念です。フ

キーワードが盛り込んであります。まずは健康(剛健)と要介護のちょうど中間地点。

虚弱(Frailty)⇒フレイル 図表 13



(出所) 東京大学高齢社会総合研究機構·飯島勝矢 作成

(注) 葛谷雅文『日本老年医学会雑誌』46:279 285、2009より引用改変

کال

·が持 が

っ る。 7

ίÌ

長

ιJ

地

か

ŧ

可 ひとり 逆

性

あ

大 る

な

4)

小 中

な 間

V)

戻

せ

入っ す。 の 13 る 分でちょっとうつっぽくなってきてしまう。 身体的フレ てきて階段を下りるときに膝 るということです。 の先生からもらっている処方箋に る お ですが、 戻せ Ĭ の右上の三つの歯車を見ていただきた ています。 薬によるのではなく、 そういうところが強くメッ るかどうかは お イル フレ ちゃ イル もさることながら、 三つ目が「多面的」。 ま 例えば足 (虚弱) あ お な ば た あ あ ちゃ が痛 腰 は多 の な が か セ た次第 悪 面的 載 ſΙ か ま。 心 7 I 1) という、 つ あ な で 义 ジ て つ あ け か ſ١

認知機能にかげりが出る。いわゆるひどい認知症ではなく、 が出てきて複合的に重なると、グッグッグッと落ちてくるわけです。 、認知機能にちょっとかげり

合いながら自立が落ちていくのだというのがフレイルという概念です。 てきたりする。パーツ、パーツは分かるのだけれども、これが負の連鎖のように相絡み 倒」というのが出てきていつもひとりでごはんを食べる、いわゆる孤食という現象 例えば、 出かけるのがおっくうになったりする社会的フレイルの要素。あとは が出

動をやれる割合というのは、はっきり言って、30年前も今も30年後も基本的には変わら 的に分かっている人はもう最初からやっています。そう簡単に行動変容というのはでき これを医療関係者から言われて初めて「えっ、そうですか」と言う人はいません。基本 ないのです。運動は定期的にやったほうが健康にいいということは国民の常識なので、 いね」「運動はなるべく習慣的にやってくださいよ」と言っていたわけです。でも、 のメッセージとしては、「なるべく運動してくださいね」「もう2000歩歩いてくださ ですから、今までは、介護予防、特になるべく自立を維持しようというときの国民へ

ないのです。

だろう。いわゆるまちぐるみでどういうふうな感じでやっていかなければいけないのか。 後に何が待っているのですか」のほうが、恐らくあなたにとってのフレイル予防になる をもう少し歩いてくださいよ」という、「プラス2000歩」に強いメッセージがある というよりはむしろ、「あなたは誰と歩くのですか」「あなたは一緒に歩いた人と歩いた いるのではありません。やれる方はなるべくやったほうがいい。しかし、「2000歩 そういう意味で、このフレイルの概念のメッセージというのは決して運動を否定して

フレイルの根底にあるのがサルコペニアです。聞いたことがないかもしれませんが、

そういうメッセージをこのフレイルに盛り込んであります。

だったのですか。いいことを教えてもらいました。ありがとうございます」というよう のですが、明らかに自立度がグッグッグッと加速して落ちていく最大のリスクはこのサ 医学用語で Sarco = Muscle (筋肉)。Penia = lack of (減少)。筋肉が減ってしまうと ルコペニアです。例えば「歩かないと歩けなくなりますよ」と言われても、「あ、そう いう現象です。フレイル対策は決して筋肉のことだけを考えてやろうという話ではない

な国民はこの世にはいません。歩かないと歩けなくなることは国民の常識としてみんな

79 講演3

知っています。ただ、例えば高齢期における2週間の寝たきりのような生活は、いっぺ ごく怖いですね。私も怖いけど、むしろうちの旦那のほうが怖いじゃない」という感じ というふうにエビデンスベースのことをちゃんと言われると、「えっ、マジですか。す んに7年分の筋肉を失ってしまう。いわゆる「2週間の寝たきり」と「7年分の筋肉」

フレイル予防の活動

に思いやすい。そういうことがあります。

どのようにするのか。これを否定する人は誰もいないと思います。例えば、しっかり噛 食と口腔。二つ目が「身体活動」。なるべく体を動かそう。そして三つ目が「社会参加」。 むとむしろ体に悪いとか、歩くとむしろ体に悪いとか、人の集団に入って集ってしまう これをひとりひとりにとっての三位一体として、三つとも自分なりに底上げするために 研究で改めてエビデンスベースでつくり上げたのですが、一つが栄養。栄養といっても 健康長寿のためのフレイル予防として「三つの柱」が言われています。私のコホ

とむしろ怖いとか、そういうのはないはずです。みんなアクセプタブルです。しかし、

やれる人しかやれない。だから、そのボーダーにいる方々になるべくもう一回りやって 国民の常識なので、そこにエビデンスベースの話が必要になってきます。 く集ってくださいよ」「筋肉のためにしっかりたんぱく質ですよ」と言われてもこれは てくださいよ」「いいですか、しっかり噛んで食べてくださいよ」「いいですか、なるべ ほしいということがあるわけです。そこには従来の、「いいですか、しっかり運動をし

るのではなく、地域サロンみたいなところでワイワイと高齢者同士だけでやっていく。 して「フレイルチェック」というものをつくっています。それを専門職種がやってあげ いな衰えがどのように積み重なって出てくるのか、さまざまなエビデンスベースで見出 それを私自身は「フレイル予防を通した健康長寿のまちづくり」としています。ささ

シャツを着たフレイルサポーターになっていただく。これもいま全国53自治体で導入さ といってもど素人同士でやっても分からないので、高齢者シニアの方々に黄緑色のT

ていく。しかも、「サポーターたちが気付いたのだから俺たちも」というふうに連鎖反 .ています。彼らだけでチェックさせて「マジかよ」という気持ちにさせ、動機付けし

講演3

応を狙っていくというものです。これがいま51自治体で全国のデータを集めようという 81

ことで流れています。

るほどね」と思います。これを地域でいかに継続性のある形で実現できるのかというの 後半戦のスライドはいろいろな高齢者の取り組みが書いてあります。1個1個が「な

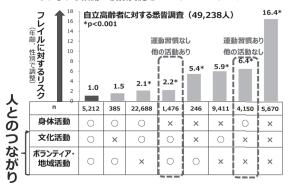
人とのつながりが重要

が大きな課題です。

ぞれが「2カ月ぶりにやった」ではなく「今日もやったから明日も。明後日はないのだ 例えば、身体活動では運動習慣。「俺、バリバリだよ。きょうも1万歩歩いた。あした 碁、将棋が大好きだ」という人がいます。三つ目が地域活動・ボランティア活動。それ も1万歩」という人がいます。二つ目が文化活動。「あまり運動をしないけど、俺は囲 なく全員ということですが、自立されている方なのでさまざまな活動をやっていま は、ある自治体の自立高齢者約5万人の調査です。悉皆調査ですから、希望者だけでは ン!」に出ました。そこで紹介したグラフをご紹介して終わりたいと思います。図表14 フレイル予防には人とのつながりということで、ちょうど1年前にNHKの「ガッテ

フレイル予防には「人とのつながり」が重要 図表 14

さまざまな活動の複数実施とフレイルへのリスクー



吉澤裕世、田中友規、飯島勝矢(2019年) 『日本公衆衛生 雑誌』

まね は、 面 オ おじいちゃ ところではオール○はすばらしい ている率の高さです。 ループに分けてみました。棒グラフの高さ る生活のサイクルに入っている。そこで、 け 百 Ī ر *۱* まず一つのグル したのが枠で囲んだ二つのグル い ル できませんが、その方はやは フレイルのカテゴリーに入ってし 明 なと思って「ガッテン!」 X リスクが少ない。 ○、×、○、×で組んで八つのグ は 々後日も」というふうに、 16倍。 ま おば この16倍も怖 ープは、 あちゃまで、 まず、 それに比べる 運動習慣を持つ 分か ίì ス りや の中で紹 のですが、 ープです。 りすば 私自身 I ſ١ ま ۱۴ す わ 5 も Ŵ I l,

が否定されたという話ではなく、むしろ文化活動、 と、運動だけだった方々のほうがリスクは約3倍高かったことになります。これは運動 ループが運動習慣バリバリの人。きょうも午前中にひとりで黙々と川べりを5キロぐら いウォーキングしてきた。しかし、文化活動、地域活動は全くやっていない。そうする 'いないのですが、文化活動、地域活動をしょっちゅうやっている人。もう一つのグ 地域活動にメッセージがあると思い

まちづくりをどのようにするのか。そういうところが大きな課題かと思います。 人への動機付けをどうするべきなのか。また、人とのつながりがしやすい地域づくり、 いか。それだけでも十分闘えますよということを言っています。そういう意味では、本 パンツを穿いてという純粋な運動はやっていないのだけど、結果的に動いているじゃな クとしゃべる。それは結果的には動いている。ジョギングシューズを履いてジョギング ということです。コミュニティに出て人とつながって、ああだこうだ、ピーチクパーチ ちょこちょこやり続けるだけでも、あなたにとって十分フレイル対策になっていますよ たとえ運動習慣を持っていなかったとしても、文化活動、地域活動をちょこちょこ

質疑応

必要な立法措置

しょうか。

明をいただいたのですが、例えば具体的にどのような立法を検討していけばよいので 質問1 樋口先生に質問いたします。advance planning を推進することについてご説

に置かれているのか、ご教示いただければと思います。 からは契約法のお話もありました。あるいは中身の趣旨的には、理念法のようなものを と申しますのも、お話があった救急救命士は行政法の世界だと思いますし、 (に置かれているようにも思いました。そのあたり立法としてどういったものを念頭 駒村先生

敗から学ぶというのが一つあります。例えば、成年後見制度でなぜ医療上の決定はでき 分にハードルは高くしないで考えていることを幾つか申し上げると、やはり今までの失 立ちどころに立派なことが言えると本当にいいのにと思いますが、そうやって自

私は英米法なのでそういうところしか知らないのですが、少なくとも米国、オース リア、カナダではちゃんと医療のほうの決定もできます。財産管理と同じ人とは限らな いのだろうか。あんな成年後見制度をつくっているのは日本だけのような気がします。 トラ

を代理人と呼ばなくてもよくて、実際に医療の現場では、キーパーソンは誰かというこ なっているときに、向こうのアイデアは、結局、医療代理人というものです。でもそれ まってどうしたらいいかというので、家族も困る。お医者さんも困る。そういう話に どういう立法がいいかというと、一つは、特に医療の面では最近、本人が倒れてし

とを問題にします。

ことができますよと。そうやったら、あるいは金融機関も同じかもしれません。「こう は想定していないと思っているようです。そうするとむしろ立法で、はっきりこういう くっておく。それは代理法ですが、民法の先生は、日本の民法の代理法はそういうこと ら、それはまたそれで考えないといけないのですが、やはりキーパーソンを事前につ これはまず、家族がいることが前提です。これから家族のいない高齢者も出てくるか

るだろう」ということがあります。生死に関わるような話であれば、お医者さんも同じ を1枚持ってきただけで金融機関はそれを信じ、「それではあなたの言うとおりにやれ いう代理権を持っています。私は本人からこういうふうに委任されています」という紙

に考えています。一例としてはそういうことです。 ものを後押しする法律はあってもいいのではないか。ほかの国にはあるのにというふう この範囲でというようなことも本当は決めておかないといけないのですが、そのような る人を本人がちゃんと選んでいるのだという話。それから、もちろん代理権ですから、 てくれば、一応権限のある人と話をしているのだということになります。その権限のあ いうのは、私は好まないのですが、書類は必要だと思います。そういう形でちゃんと出 そうすると、やはり法律で、こういう形をとるというふうに決めておく。書類主義と

のようなものを含めて、地域に根差した本当の対策という話にもう少し特化した、現代 な予算措置を講じたほうがいいというだけの話です。ですから、先ほどの地域包括ケア

日本でも高齢社会対策基本法というのが1995年にできましたが、それはいろいろ

先生は老年科の先生ですが、いま老年科があるところと、まだないところもあ 日も思いつきで言っているのですが、児童相談所があるのに高齢者相談所がな ものを法的にも支援してあげることを考えないといけないと思います。 ね。小児科があるのになぜ老年科はないのだろう。やはりそういう時代に応えるような いてもう一回後押しするような推進法のようなものはあっていいのではな りま ずよ 飯島

周囲の人が高齢者をいかに支えるか

質問2 プロジェクト』」というスライドがありました。このスライドについて質問をさせてい 飯島先生に質問いたします。「超高齢時代のあたらしいまちづくり『みらい

ただければと思います。

前からいわゆる認知症にかかり、いま特別養護老人ホームでお世話になっている状況で といいますのも、私の身内の話にはなってしまうのですが、妻の祖父のことです。妻 -結婚6年目で、妻の祖父は結婚したときにはすごく元気だったのですが、2~3年

義理の祖父になるので私が何か手助けをしたいのだけれども、義理のお父さん、お

母さん、あとは妻を差し置いて私が出っ張って協力できるかというと、なかなかそうい

うこともできません。

すが、そういう様子を見受けることもしばしばあって、自分の中ではもやもやしている 私たちはいつまでこういう生活を続けなければいけないのか。直接口には出さないので で、老人ホームに運よく入れたからといって、今後どうしていかなければいけないのか。 義理のお父さん、お母さんのここ数年の姿を見ていると、やはり終わりが見えないの

がアイデアとしてあったとか、そういった事例がありましたら教えていただければと思 支えていくかというところが非常に大事ではないかと思います。まさにこの「みらいプ ロジェクト」でそういう社会の在り方というか、アイデアベースですが、こういうこと 認知症については、ご本人の予防もさることながら、社会、家族、他人がどうやって

まず、このスライドに関してはうちの若手たちがある自治体でやっているもので

すが、具体的に認知症に特化したアプローチができているかというと、まだまだ踏み込

ないので総論的なお答えになってしまいますが、奥さまのおじいちゃま本人は何の み が弱い。ですから、最後のご質問のど真ん中のお答えはまだ持ち合わせている感じが 結果的に4~5人に1人は認知症になっていくわけなので、本人を責めても

しょうがないのです。

局、認知症というのは家族の闘いです。 階でしたか」と聞くと、エレベーターに乗ったことを忘れているので「えーと、何階だ 2分続くと、私は患者さんにはクルッと背を向けて「あなたたちねえ」と言います。結 エレベーターに乗ってきたじゃないッ。ちゃんと答えなさいよッ」。私の外来の前であ ろう」と答える。そうすると、おばあちゃまと姉妹4人が、罵倒するのです。「一緒に こで型どおり簡単な認知機能のQ&Aをやります。私の外来は2階ですから「ここは何 で、奥さまである同世代の80ぐらいのおばあちゃまと娘4人で連れて来られました。そ れだけ罵倒するということは恐らく、家では相当罵倒されている。そういうことが1~ 例えば東大病院の外来に、80ぐらいのおじいちゃまが認知機能障害だからということ

今日はスライドを飛ばしてしまいましたが、単に朝ごはんを食べたかどうか覚えてい

90

うにか見てあげられればね」という気持ちはあるのだけど、「でもここまでになってし てきて、それがどこまで派手派手しくなってくるかで、いわゆる介護限界が出てきてし まうと、われわれもまだ子どもが小さいし、うちにも限界がある」という話になってき まう。だから特養のような施設のニーズが非常に高いのです。家族の大半の方々は「ど ないぐらいだったら、かわいい短期記憶障害です。そこにBPSDという周辺症状が出

婦で顔を出してあげるのもとてもいいこと。しかし、それをやってあげながらも、さら ネガティブな意味ではありません。実際、施設に入ってしまっている方に、例えば若夫 うにかしてあげたいのだけれども」というときに、逆質問ですが、何をしてあげるつも りなのかということが一つ。やることがないからあきらめたほうがいいですよという、 これはなかなか先が見えないのです。ですから、例えばいま質問されている方が「ど

け引き出すのかということもあります。施設に入所させてしまって、例えば半年ぐらい あと、ご自宅のほうがいいのは当たり前だけれども、そこにご本人の気持ちをどれだ に何をやってあげられるのかというのは結構難しいことです。

常に難しい。 ば 経ってから、これからどうやってお家に戻せるかという家族の受け入れ状況の :あちゃまはひとりでやれるのか。だから、認知症というのは一番応用編というか、

て何をやるのかというところはなかなか実践につながっていない現実があるので、そこ 認知症サポーターは授業を受けてオレンジリングをもらっているのですが、地域に戻っ いうときに、どれだけ地域がシステム化されているのか。オレンジリングを付けている いて、ちょっと行動もあやしい。ひどいレベルまで行っていない。しかし、見守りがと うふうに整備されるのかというのはむしろ、施設に入ってしまう前です。まだご自宅に -かも、この「みらいプロジェクト」も含めて、まちづくりの底上げ感が最低どうい

高齢者の金融資産の有効活用に向けた方策

の強化は必要だと思います。

きくなる。経済が潤滑に回っていかない大きな課題だと認識をしたのですが、一つは、 質問 3 高齢者が財産を持っている状態、特に認知症の方が持つ割合、金額が非常に大

らに運用ロスなどを考えるといよいよ躊躇する。そうしている間に認知症になった。そ 今の日本の場合は高齢者の初期の段階から将来がなんとなく不安で、使い切れない。 こでいよいよお金が動かなくなるような現象が起きているのではないかと自分なりには

捉えたわけです。

特に今の私たちとその先輩方を見ていると感じます。世界でいろいろ成功した事例、取 回すいい刺激になるというような事例がありましたら教えてください。 り組んでいる事例の中で、日本ではやっていないけれど、例えばこういうことがお金を こそお金は生きているうちに使うものだという投げかけ、仕掛けが要るのではないか。 そうしますと、分かりやすい容易な管理・運用も当然必要ですが、それ以外に、それ

あるのですが、これから出てくる高齢化社会における金融排除というのは、自分で自分 いうキーワードがありました。先進国で金融排除というと口座が持てないとかいう話も お金を管理できなくなる。 実は、この問題は先進国でも起こり始めています。今回、G20で「金融排除」と

つまり、年金をたくさん出すとかいう話ではない。資産寿命が大切といって、資産を

の

資産寿命とはまさに一体化の部分があるわけです。 力がちゃんとあるのかどうか。そういう意味では、先ほどの飯島先生の健康寿命と金融 ムの話ですが、もう一つ考えておかなければいけないのは、それをマネジメントする能 たくさん増やし、自分が生きている間はちゃんとお金が維持できるというのはボリュー

ります。英国は Dementia-friendly society とか Dementia-friendly bank などをつくり、 意識が高まっていますが、実はもうほかの国は参考にならない、世界の最先端の問題を そういう問題に最初に突入しているのが、まさに日本です。英国も米国も非常に問題

シー・プライオリティ」を出したのは非常に画期的なことです。そこから世界に発信し 会としてどう取り組むのかというのは、日本が最先端だと思います。そういう意味で 抱えているわけです。ほかの国から「日本はどうするつもりですか」という質問があ は、その手がかりとして、金融庁が日本のリーダーシップをもってこの間の「福岡ポリ ている。あるいは個人的な金融アドバイザーを付ける形で支えている。 いろいろITを使ったり、特別な相談をさせたり、お金を失わないようなサポートをし そういう取り組みもありますが、これだけボリュームがあって広範な人たちに対し社

ているということなので、日本が出さなければいけない状況です。最先端の研究だと思

何歳まで生きるか分からない。その長寿リスクにどう生活費を担保するのかという考え くけれども、いつかは使えなくなっていくという問題になる。例えば老後リスクがある。 いう問題があります。そこがもう一つ、老後不安と一体になってお金は大事に残してお 判断能力が落ちてくる時期があると考えれば、いくらお金をため込んでも使えないと

らに思い切って遅らせること。そうすると年金額を1・4倍増やすことができます。 くなるというリスクを仮に埋め込めば、一つの解としては、年金支給開始年齢を70歳か さらにそこに、新たに出てきた認知症によって自分の金融資産をちゃんと運用できな

をかけない繰り下げ受給した年金をもらっていくということです。 しっかりしなくなったら思い切って、自然に振り込んでくれる、判断力にそんなに負荷 金融資産を使ってしまえばいい。頭がしっかりしている間に使っていく。そして、頭が 4倍までもらえば、生きている限り、まずは大丈夫。65から70歳の間に、極端に言えば

スクをヘッジするような民間保険はいろいろありますが、新しい時代に合った制度、 クを考慮すれば、あとは65から70歳の間は働くのか。また、トンチン年金とか、長寿リ うなリスクがありました。かなりの確率で長寿リスクと認知症リスクという新しいリス 今まで年金をどのタイミングでもらうかというと、もらいっぱぐれて死んでしまうよ

るいは考え方をみんなが持つ必要があるのではないかと思います。

質問3 そうしますと大変なテーマですが、これを乗り越えることができれば、

水平展開ができる。今はそういう位置付けであるということですか。

そうです。

現実に生じている問題についての包括的な研究

ますが、それが理屈または理念の話ではなく、実際に生活の現場で起きている。しかし、 では多分、あらかじめ指定しておくとか、そういう問題が起こるのだろうと思い 質問4 フレイル、認知症、金融資産の問題、移転の問題がありました。移転のところ お三方の問題提起は多分、日本のどこかの地域でいま現実に起きている問題だと思い

は、 どんな問題があり、エビデンスベースでこうだからこういう対策が必要ですねというの またはある都市で集中的に、経年的に研究した事例はあるのでしょうか。あったら教え ね」というのはよくよく分かるのですが、そういう現実に起きている問題を、 私はあまり聞いたことがないのです。「理屈としてはそうだね」「理念的にはそうだ ある地域

コミュニティ全体としてどこが本当に問題で、だからここに立法的な措置を入れなけ

英国などではまさにさまざまな産業が高齢者に着目して対応するというモデルづくりを 成果があればと思いました。 は厚生労働省社会・援護局だけれども、そこでやっているのは身上監護のところが中心 ればいけない。多分単発の問題ではないのだと思います。そういう包括的なもので研究 し始めていますが、日本では、お金の管理の問題などは一体どこがやるのか。成年後見 私の知る範囲では、この三つを全部カバーしている動きはないだろうと思います。

常生活支援事業の病院や施設との契約ぐらいは厚労省の守備範囲だけれども、もっと深

だから成年後見だけをやる。お金のケアみたいな問題は厚労省の守備範囲ではない。日

白部分になっているので、 めたお金の管理そのもの、 、まさに今の行政構造の中で落ちてしまっている部分では 資産の管理そのものはどの省庁もやっていない。そういう空

えていくわけですが、それはちょっとしたフレイルという視点で、要介護認定や死亡リ には新規の要介護認定はこうだ、だから逆算すると医療経済的にはこうだというのは見 ングが広がってきた感はあります。例えば私のフレイルとか、いろいろなことで最終的 ロントロジーという比較的分野横断型の研究をやろうやろうと心がけて、ちょっとウィ いる範囲の話ですが、金融のほうから見ればそんな感じかなと思います。 いま、そこまで問題意識を持っている自治体はあまりないのではないか。 昔の研究者は相当のパーツ、パーツでやってしまっている。駒村先生も私もジェ 私の知って

そういうことは大きいですよね。そこら辺の本当の分野横断的なところが、今まで頭で は分かってはいながら、踏み込みが弱かったのだろうなというのはあります。 そういう意味で、ある高齢の方々の生活丸ごと全体をということになると、資産とか スクと掛け合わせただけです。

フィットはこうだとか、そういうところの踏み込みが弱かったのだと思います。 ぷでやっているということがあります。本当はそれを達成した後には、資産の分野から わゆる人間の生活オールを加味した有効打となる介入は何なのか、それのコストベネ とか、もっとこういう分野からというふうにやらなければならないのでしょうね。い 行政の中でも複数の部署が縦割りで、そこに小さな横串を刺すだけでも結構あっぷあっ いま私自身のやっているところでは、それこそ予防といっても、例えば一つの市役所

例えば国交省が推進してきたサ高住。予算措置はまだ続いているわけです。あれで二つ の問題がありました。まず、バリアフリーで比較的安全な住宅を供給しよう。もう一つ、 はりはっきり表れています。私もよくは知らないのに申し上げるのもいけないけれども、 般の賃貸は高齢者になると貸してくれないのです。サ高住は高齢者用の住宅ですから、 私も一言だけ。言わずもがなですが、日本の縦割り主義の弊害がこの問題にもや

それを造れば「高齢者どうぞ」という話になる。それだけです。

ています。見守りと人生相談サービスだというのですが、実際には年を取っていけば、 かし、ずっと住み続けていると、そこに伴っているのは二つのサービスだと言われ

ん。今は厚労省と共管になっていますが、国交省は結局、家というか、あれを建てれ 介護と医療の関係はどうなるのという話です。それがセットになっていない。 いい。そういうことだけしか考えないわけです。しかし、 「高齢者はサ高住に住み続ける。国交省だけを批判するわけでもあり 建てた後どうなっていくかは

想は一体どこでやるのか。日本政府の内閣府なのでしょうかというような話になるわけ ものも含めて、地域全体として支援機関みたいなモデル事業をやってみる。そういう発 すぐに分かるだろうに、やはり縦割りでしか考えない。 これは単なる一つの例で、ほかのところも同じです。医療、介護、それから金融的な

用意しなければいけない。そこには当然、happiness ということも必要ですし、あとは が、QOLだけではなくQOC(quality of community)という言葉があります。あと は community resilience。ではQOCは何で測るのか。これも物差しを幾つかちゃんと です。先ほど欠落があったという話がありましたが、ニッチになってしまう。大きな話 なのにニッチになるということかと思います。 言葉を換えると、われわれ研究組織の中のスローガンのスライドがありました

でしょう。日本は長寿先進国だけれど、QOC研究という意味ではちょっと遅かったの ひとりひとりの資産がうまく無駄なく、ちゃんと人生が全うできてということもあるの

財産承継に関する障壁

ではないか。自戒の念も込めてです。

ションで相続のややこしい問題も相当柔軟に解決できるのではないかというお話でした。 産・不動産についても受取人条項を付けるだけという、シンプルな民間側のイノベー 保険が受取人指名で簡単に承継できるようにする。ほかの証券や銀行の口座、あとは動 質問5 樋口先生に質問いたします。財産承継に関する米国の工夫ということで、生命 がなかったのか。どちらなのか教えていただければと思います。 ろな日本の法規制の障壁があるからなのか。それとも民間金融機関はあまりそこに着意 これは日本ではあまり見られないように思うのですが、それには相続法だとか、いろい

それから、もし法規制上の障壁があるときに、今後その法規制緩和要望だったり、立

法措置だったりで手当てをしていくことが現実的に想定できそうなのか。それとも相当

かりな時間のかかるお話になってしまうのか。もしそのあたりのご感触があれ

教えていただきたい

にいかな うもやはり努力が足りない。しかし、一方で日本では、業界はいろいろなところが規制 .ていますから、こんなに新しい口座をつくっていいのだろうかというと、そう簡単 多分両方です。こんなことを言うのは本当に申し訳ないのだけれども、 業界 が ほ

家族でもない人たちが「おまえは公平に生きろ」とか言うわけです。何が公平かは家族 えているかというと、例えば私が死んで、残された人で相談して合意をするのが一番い と、遺留分はどうなるのかとか、公平な相続とは一体どうなるのかとか言われる。私の いという話です。事前に私が勝手に「この財産はこっち」「この財産はこっち」という もう一方にあるのが相続法の壁です。日本では、特に民法の人たちは相続法をどう考

にもちゃんと考えてあるよ」で本当はおしまいのはずですが、何であれ相続法の中で事 日本的には、本当にいい家族だったら、「自分はこのようにして子どもたちそれぞれ によっても違います。

か相続法秩序というのがあるらしく、相続法に従って平等配分するのが当然である、 後的なことしか考えない。それが非常に問題ではないか。見たことはないのですが、 何

るいはそれがフェアだという信仰がある。そういう面もあると思います。

それから先ほど言った50代の方かもしれない。だから、そういう人たちが参加して、口 えてくださればいいのではないか。ほかの国にはいくらでも例があるのではないかと考 座の仕切りなどもできるようになるのではないか。そういういい話をもっといろいろ考 はこの人」とはっきり決めておけば、この人だって一生懸命になりますよね。若いし、 よね。しっかりした人をもう1人付けておく。「この人が亡くなったときは、この口座 ぶのではないかというもの。それから、先ほどのお金の使い方、回し方みたいな話です あとは個々の事業者、例えば証券業なら証券業で、こういうことをやったら顧客は喜

代理権の在り方

代理権についてお聞きします。私も代理権について非常に問題があると思って

その上、代理人の監督が日本で何かしらできれば大きく変わるというようなお考えなの 理権ですね。その法定化が日本においてもやはり進んだほうがよいというお考えな 先ほどの質問に対する先生の回答にもありましたが、米国や英国の持続的

樋口 す。特に認知症のようなことを考えたら周りも困るし、本当に困るわけです。 人を使えない。しかし、人生を考えると、人に委ねざるを得ない場面がいっぱ 代理人というのが日本では、本人が出てこいというか、やはり本人中心主義です。 りま

か。その点を確認したい

だと本当に困るので、頭がだめになっても持続する持続的代理権という法律をわざわざ でいても、私の頭がおかしくなった瞬間に代理権がなくなります。つまり本人が指示す 本人に能力がなくなったら、法律上、代理権の効力がなくなるからです。代理人に選ん 世界ではわざわざ持続的代理権という法律をつくっています。基本的に彼らの世界では 誰か自分の代わりをやってくれる人をちゃんとつくっておかないといけな るのが代理人という話だから、指示する能力もなくなったので代理権はなし。でもそれ は本当に話が長くなりすぎて申し訳ないので、二つお話しします。一つは、英米の

つくった。それは使われています。

言っても、誰も「そうですね。ではあなたの言うとおりにするのが本人のためなのです 者さんであれ、現実の場では、紙1枚持ってきて「持続的代理権に当たるものだよ」と という法律をつくったほうがいいということです。 ね」とは言ってくれないでしょう。だから、はっきり「そういうことができるのです」 います。だから、本当は法律なんかつくる必要がない。しかし、金融機関であれ、お医 日本の民法上の代理法では、私の頭がだめになっても代理権は存続することになって

きりそうですが、Prudent investor というルールがあるからきちっと回さないといけな 人というのは何しろ、ただ守るだけ。この財産を絶対に減らさないという制度です。そ いのです。きちんとした投資をしないといけない。場合によっては部分的に積極投資も れが後見人だということになっている。代理人とか、本当を言うと信託の受託者もはっ (信認義務)というのを負っています。そうすると、後見人もそうです。しかし、後見 もう一つだけ付け加えたいのは、代理人とか信託の受託者はいわゆる Fiduciary duty

入っています。

質疑応答

けというよりは、そういう話を基本のルールとしてつくったほうがいいのではないかと う仕組みを法律で裏打ちしてつくってあげて、代理人や受託者にもちゃんとした責任は ろん付け ありますよということにする。監督人を付ければいいかというと、なかなか……。 の代わりにそのお金を回すなり、もちろん、場合によっては本人のために使う。そうい もちろん分散投資をするのですが、そのような仕組みをつくり、代理人が認知症の人 ないよりはいいでしょうが、コストがかかるだけという場合もあるので、 形だ もち

して明文化されていた部分です。まだ日本ではそのレベルの議論までしていなかった。 最後の資産の運用のところは、まさに金融庁のワーキンググループで検討事 項と

私は思います。

リスク性資産と地域性

そこで初めて触れたと思います。

が顕著に出ていて面白いなと思いました。もちろん地域性が背景にあるのかとは思いま 質問7 都道府県別の高齢者75歳以上のリスク性資産の比率の違い(42ページ図表6)

ても高い県とか低い県とか、バックグラウンドに何か理由が見受けられるようなものが すが、何か特筆すべきというか、特徴のようなケース、例えばリスク性資産の比率がと

あったかどうか。

高とリスク性資産との間には相関関係が出ていますので、想定されるとおり。要するに らに47にしましたので、そういう意味では当然、推計誤差はあるだろうと思います。そ の辺を踏まえた上で。まず、このデータ内で相関分析をすると、当然ながら金融資産残 これは全国消費実態調査のデータです。5万サンプルを乃歳以上に限定して、

産を持っている。そういった相関関係があります。因果関係ばかりではありませんが、 関関係を見ますと、統計的にいずれも有意の相関関係がある。高齢者でも地域によって 別のデータ、例えば金融広報中央委員会の都道府県別データを使って都道府県単位の相 リテラシーに差がありますので、リテラシーが高いところほどきちんとしたリスク性資 お金をたくさん持っていれば、リスク性資産をたくさん持っている。そういう関係です そのほかのリテラシー、リスク選好度、投資経験のデータはこの中に入っていません。

ットによる高齢者への影響

欲的になる効果が認められたり、 言葉で表現されて、例えば介護施設をセラピー犬が訪問し、それによってリハビリに意 質問8 ペットと高齢者ということに非常に注目しています。アニマルセラピーという 動物を飼っていると病院に行く回数も減るという海外

者というところで何かお気付きになった点があれば教えていただければと思い なと思ったのですが、実は調査内容としては、ペットの部分の踏み込みがちょっと弱か る。そういう活動があると思うのですが、いろいろな調査をされる中で、ペットと高齢 の中でみんな犬友ができ、そこでコミュニティができてボランティアにつながったりす の調査もあります。 あったと思います。例えば地域活動のようなところでは、特に犬を飼っているとお散歩 飯島先生のスライド中で「人とのつながりが重要だ」とおっしゃっていたところが ペットに関することは、いま言われて改めてそういうのを入れておけばよかった

れるというのがあります。それこそ単なる人とのつながりというレベルとはまた少し違 も純粋にかわいがれる。責任がなく孫は直接かわいいように、ペットも純粋にかわいが った。確かに地域コミュニティの中でもペットは、特に若者夫婦だけではなく高齢者で

辺は、薬ではなかなか手が届かない、単なる人との付き合いだけでも手が届かない、何 生のエンディングが見えてきている中での緩和ですよね。ただただモルヒネを使って痛 という大きな医療センターもあります。この間、ニュースで報道されていました。その みを取るという緩和だけではなく、心の緩和のところに実はもうペットが活躍している う力を持っているのだろうと思います。 それがフレイル予防になるかどうかもさることながら、特にがんの分野で、比較的人

resilience(コミュニティの回復力)の一つの要素として、市民にとってどれだけ選択 様性がどれだけあるか。それがもしかしたら先ほど少し出たQOCとか、community とはいっても、ペットだけで集まれる方はまた限界があり、地域に転がっている多

か見えない第三の力をペットは持っているのだろうとは思います。

肢が転がっているのか。その選択肢の一つにペットを持っている方々がスーッと集まり

ただきました。ありがとうございました。 やすい効果がある。そういうところではないかと思っています。むしろいいヒントをい

飯島 勝矢(いいじま・かつや)

21世紀政策研究所研究委員 東京大学高齢社会総合研究機構教授

東京大学大学院医学系研究科加齢医学講座講師、米国スタンフォード大学医学部研究員を経て、2011年より東京大学高齢社会総合研究機構准教授、2016年から現職。専門は老年医学、老年学(ジェロントロジー)。

現在、内閣府「一億総活躍国民会議」有識者民間議員、厚生労働省 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」 構成員、厚生労働省「全国在宅医療会議」構成員。

近著に『老いることの意味を問い直す 〜フレイルに立ち向かう〜』 (クリエイツかもがわ)、『東大が調べてわかった衰えない人の生活習慣』 (KADOKAWA)、『健康長寿 鍵は"フレイル"予防〜自分でできる3つのツボ〜』 (クリエイツかもがわ)。

桶口 節雄(ひぐち・のりお)

21世紀政策研究所研究主幹 武蔵野大学法学部特任教授/東京大学名誉教授

1974年 東京大学法学部卒業。同大学助手を経て、学習院大学法学 部専任講師(英米法)。その後、同学部助教授、教授を経て、1992 年 東京大学大学院法学政治学研究科教授。2017年 定年退職、その 後現職。

授業科目として、英米法、医事法、信託法、高齢者法など。著書に、 『親子と法』(弘文堂、日米友好基金賞受賞)、『アメリカ高齢者法』 (有斐閣)、『はじめてのアメリカ法』(弘文堂)、『信託と信託法入門』 (弘文堂)、『超高齢社会の法律、何が問題なのか』(朝日新聞出版) など。

駒村 康平(こまむら・こうへい)

21世紀政策研究所研究副主幹

慶應義塾大学経済学部教授

ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター長

博士 (経済学)

1995年 慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学 著書: 『年金はどうなる』 (岩波書店)、『最低所得保障』 (岩波書店)、

『日本の年金』(岩波書店)、『社会政策』(有斐閣)など

受賞:日本経済政策学会優秀論文賞、生活経済学会奨励賞、吉村賞、 生活経済学会賞など

学会:日本経済政策学会副会長、生活経済学会副会長

主な公職

2009-2012年 厚生労働省顧問

2010年- 社会保障審議会委員

2012-2013年 社会保障制度改革国民会議委員

2018年- 金融广金融審議会市場WG委員。

セミナー

高齢者の自立と 日本経済

2019年9月30日発行

編集 21世紀政策研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館19階

TEL 03-6741-0901 FAX 03-6741-0902

ホームページ http://www.21ppi.org

44

22

32 格差問題を超えて――格差感・教育・生活保護を考える(2013年2月14日開催

政権交代時代の政治とリーダーシップ(2011年12月14日開催

21世紀政策研究所新書【政治・社会】

39 37 実効性のある少子化対策のあり方(2014年2月18日開催 日本政治における民主主義とリーダーシップのあり方(2013年3月21日開催)

21世紀政策研究所のホームページ(http://www.21ppi.org/pocket/index.html)でご覧いただけます。

21世紀政策研究所新書は、

高齢者の自立と日本経済(2019年7月9日開催)

本格政権が機能するための政治のあり方(2014年4月23日開催)

